

令和6年度

# 国に対する提案

令和5年6月

岡山県

# 提 案

令和6年度予算編成及び施策の推進に当たっては、本格的な地方分権時代にふさわしい行財政基盤の確立が不可欠であり、次の事項は、岡山県にとって最重要課題に関する提案でありますので、実現に向け、格段の御理解と御尽力の程よろしくお願いいたします。

令和5年6月

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

岡 山 県 議 会 議 長 小 倉 弘 行

# 令和6年度 国に対する提案事項

## 目 次

### 物価高騰対策

新規・継続別	提 案 事 項	提案先省庁	頁
新 規	1 中小企業・小規模事業者等への支援の強化	内 閣 府 経 済 産 業 省 中 小 企 業 庁	1
継 続	2 酪農経営安定に係る支援	農 林 水 産 省	4

### 地方分権改革の推進

新規・継続別	提 案 事 項	提案先省庁	頁
継 続	3 地方分権改革の推進	内 閣 官 房 内 閣 府 財 務 省 農 林 水 産 省	5
継 続	4 地方税財源の充実強化	内 閣 官 房 内 閣 府 総 務 省 財 務 省	7

### 教育県岡山の復活

新規・継続別	提 案 事 項	提案先省庁	頁
一部新	5 教育の振興	文 部 科 学 省 厚 生 労 働 省	9

### 地域を支える産業の振興

新規・継続別	提 案 事 項	提案先省庁	頁
新 規	6 水島コンビナートの国際競争力強化に向けた支援の充実	総 務 省 消 防 庁 厚 生 労 働 省 経 済 産 業 省 資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	18
継 続	7 水島港の整備促進	国 土 交 通 省	21
継 続	8 高規格道路の整備促進	国 土 交 通 省	24
継 続	9 岡山桃太郎空港への訪日誘客支援	国 土 交 通 省	26
継 続	10 森林整備法人に対する支援の充実	林 野 庁	27
一部新	11 家畜伝染病防疫体制の充実・強化	農 林 水 産 省	28
継 続	12 社会資本整備の推進	内 閣 府 財 務 省 農 林 水 産 省 林 野 庁 水 産 庁 国 土 交 通 省	30

## 安心して豊かさが実感できる地域の創造

新規・継続別	提 案 事 項	提案先省庁	頁
一部新	13 医療提供体制の充実	厚生労働省	32
継 続	14 高齢者支援対策の推進	厚生労働省	40
一部新	15 子宮頸がん予防	厚生労働省	41
継 続	16 受動喫煙防止対策の強化	厚生労働省	43
継 続	17 福祉・介護人材の確保	厚生労働省	44
継 続	18 ハンセン病問題対策の推進	厚生労働省	46
一部新	19 少子化対策・子育て支援の推進	こども家庭庁	47
一部新	20 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進	こども家庭庁 法 務 省	51
継 続	21 避難所における感染防止対策への財政支援	内 閣 府 消 防 庁	55
一部新	22 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化	内 閣 府 金 融 庁 消 防 庁	56
継 続	23 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の充実	防 衛 省	58
継 続	24 岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進	国土交通省	59
一部新	25 岡南飛行場の施設整備の推進	総 務 省 国土交通省	60
継 続	26 国営造成施設の安全性確保と国営事業の推進	農林水産省	61
継 続	27 治水及び高潮・津波対策事業の推進	国土交通省	63
継 続	28 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進	国土交通省	66
継 続	29 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進	国土交通省	68
継 続	30 水道施設の耐震化の推進	厚生労働省	70
継 続	31 警察基盤の整備充実	警 察 庁	71
一部新	32 デジタル社会の推進	デジタル庁 総 務 省	73
一部新	33 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保	総 務 省 国土交通省	78
継 続	34 中山間・離島地域等の振興	内 閣 官 房 内 閣 府 総 務 省 農林水産省 国土交通省	85
継 続	35 消費生活相談体制等の充実・強化	消 費 者 庁	87
一部新	36 電源三法交付金の交付延長等	文部科学省 環 境 省	88
継 続	37 地域スポーツ体制の整備	文部科学省	89
新 規	38 電気自動車の普及促進	経済産業省 国土交通省 環 境 省	90
継 続	39 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し	環 境 省	91
一部新	40 海ごみ対策の推進	環 境 省	92
継 続	41 環境保全対策の推進	環 境 省	94

新規・継続別	提 案 事 項	提案先省庁	頁
継 続	42 児島湖及び周辺環境保全対策の推進	内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省 環境省	95
継 続	43 フロン排出抑制対策の推進	経済産業省 環境省	96
継 続	44 廃棄物の適正処理	内閣府 経済産業省 環境省	97
継 続	45 ヒアリ等特定外来生物対策の推進	農林水産省 国土交通省 環境省	99
継 続	46 鳥獣被害防止対策等の充実・強化	農林水産省	101
一部新	47 花粉発生源対策の推進	林野庁	102

# 1 中小企業・小規模事業者等への支援の強化

提案先省庁	内閣府、経済産業省、中小企業庁
-------	-----------------

## 【提案事項】

(1) 中小企業・小規模事業者等を取り巻く経営環境は大きく変動しており、従来のビジネスモデルでは事業の持続的な発展が困難な状況となっていることから、生産性の向上、新分野への進出、業種の転換等、先を見据えた事業構造の変革に積極的に取り組む事業者に対する支援を強化すること。新規

## (提案の理由)

### 現状

- 県では新型コロナウイルス感染症等が企業活動に及ぼす影響の実態を把握するため、県内の幅広い業種の中小企業・小規模事業者を対象としたアンケート調査を定期的に行っており、2022年11月1日時点の調査で次のような結果を得た。
- 売上高に関して、2019年（コロナ禍の影響を受ける前）同月との比較では約5割の事業者の売上が減少しており、既にコロナ禍の影響を受けていた前年同月との比較では事業者の約3割の事業者がさらに売上が減少している。
- 業況回復に要する期間については、約6割の事業者が「1年以上」または「わからない」と回答しており、長引くコロナ禍の影響により、先行きが不透明な状況が続いている。
- 国においては、新市場への進出や業種転換等の思い切った事業再構築を支援する「事業再構築補助金」や、事業環境変化への対応や生産性向上に資する設備投資等を支援する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」等の施策を実施している。

### 課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、急激な円安の進行や原材料・原油価格の高騰等により、中小企業・小規模事業者等を取り巻く経営環境は大きく変動し、従来のビジネスモデルでは事業の持続的な発展が困難な状況となっている。環境の変動へ対応するためには事業者の自発的な取組が不可欠であるが、中小企業・小規模事業者等が独力で対応するには限界があることから、将来にわたり効果が持続するような中長期的な視点からの支援が必要である。

## 【提案事項】

(2) エネルギー価格や原材料価格の高騰により、コスト負担の面から中小企業・小規模事業者の経営が圧迫されていることから、適正な価格転嫁をはじめ、大企業と中小企業・小規模事業者の共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する取組を強化すること。 **新規**

### (提案の理由)

#### 現状

- 長引くコロナ禍に加え、物価高騰や急激な円安の進行等の影響により、県内中小企業は厳しい経営状況が続いている。
- 県アンケート調査（2022年11月1日時点）において、「現在どのような経営課題があるか」という質問に対して最も多い回答は「原油・物価高騰等による経費の増加」（1,175件/72.5%）だった一方、当該課題への対策について「価格転嫁」は603件（37.2%）に留まっている。
- 帝国データバンクにおける「価格転嫁に関する実態調査（2022年12月）」においても、コストの上昇分を販売価格やサービス料金に『多少なりとも転嫁できている』企業は69.2%だったが、その価格転嫁率は39.9%と4割未満にとどまった。

#### 課題

- サービス・商品価格に価格転嫁している企業であっても仕入れ価格の上昇分すべてを販売価格へ転嫁できていない状況だと考えられ、中小企業がコスト上昇分を適切に価格転嫁できるよう支援していく必要がある。

## 【提案事項】

- (3) 民間ゼロゼロ融資の返済本格化に伴う中小企業の借換需要は今後も続くと考えられる中、金融機関に対して利子補助方式で制度融資を運用している地方自治体が対応可能となるよう、保証料負担部分のみならず、利子補助相当額についても国の財政措置がなされた借換保証制度を創設すること。 新規

### (提案の理由)

#### 現 状

- 先般、国において民間ゼロゼロ融資の借換需要等に対応した新しいコロナ借換保証制度が創設され、国の説明会においても各自治体の制度融資で活用するよう指示があったところであるが、自治体から金融機関に対する利子補助相当額の財政措置がなされていない。
- 今回創設された新しいコロナ借換保証制度の終期は、現時点では令和5年度末とされているが、その後も、民間ゼロゼロ融資の借換需要に対応した制度融資は継続して行っていく必要があると考えられる。

#### 課 題

- 民間ゼロゼロ融資は、地方自治体から金融機関への利子補助相当額及び信用保証協会への保証料負担の両方が国において財政措置された経緯があり、その借換需要に対応する支援策として利子補助相当額の財政措置が無い借換保証制度では、地方自治体から金融機関に対して（預託方式ではなく）利子補助方式で制度融資を運用している自治体は対応が困難である。
- 新しいコロナ借換保証制度の終期は、現時点では令和5年度末とされているが、その後も、民間ゼロゼロ融資の借換需要は続くと考えられるため、地方自治体から金融機関に対する利子補助相当額について、国による財政措置がなされた保証制度の創設が不可欠である。

<参考：新しいコロナ借換保証制度の概要>

- ・保証限度額：1億円
- ・保証期間：10年以内（据置期間5年以内）
- ・金利：金融機関所定 ※預託方式の自治体だけを想定していると考えられる。
- ・保証料率：事業者負担は、0.2%等
- ・保証要件等：売上高または利益率の減少要件（5%以上）、セーフティネット保証4号又は5号の認定取得、金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成等

## 2 酪農経営安定に係る支援

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

### 【提案事項】

国際情勢に起因した粗飼料や資材等の価格高騰により、全国的に酪農家の離農が加速していることから、持続的な酪農経営が保たれるよう、国において、牛乳・乳製品の消費拡大の取組を一層推進するとともに、粗飼料価格高騰に対する支援を拡充すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 酪農の経営コストに占める飼料の割合は40～60%で、粗飼料の占める割合も高く、令和3(2021)年第1四半期と令和4(2022)年第1四半期の平均粗飼料価格を比較すると、14,500円/t上昇しており、酪農家の経営を圧迫している。
- また、燃料やその他の資材も高騰する一方、乳用種雄子牛や交雑種子牛等の副産物価格の下落も酪農家の経営に大きく影響しており、全国の生乳の出荷戸数は、令和4(2022)年4月から10月末までに約400戸減少し、前年の同期間の約280戸と比べ減少の割合が加速しており、県内においても同様に減少傾向である。
- コロナ禍による業務用需要の低下が続いているが、急激な生乳の供給抑制は困難な上、貯蔵性に乏しいため、バターや脱脂粉乳等の長期保存が可能な乳製品の原料とすることで需給調整を行ってきたが、供給過剰が長期間に渡り需給調整は限界に近づいている。
- 令和4(2022)年11月から乳価の期中改定においては、15円/kgの値上げ要望に対し、10円/kgに留まっている。
- 令和4(2022)年度コロナ対策予備費(9月)により、国は、経産牛1頭当たり都府県において1万円を補填するなど、約504億円の予算措置をしている。
- また、飼料自給率向上総合緊急対策により、輸入粗飼料に頼らない飼料基盤に立脚した畜産経営を目指している。
- 粗飼料については、配合飼料のように価格安定制度がなく、輸入粗飼料に依存している都府県酪農は大変厳しい状況である。

#### 課題

- 粗飼料高騰等に対応した経営安定制度がない。
- 粗飼料自給の定着には相当の時間を要することとなる。
- 国は乳製品の需要拡大を見込み、生産基盤の強化を進めてきたが、コロナ禍により需給バランスが崩れている。
- 酪農経営が非常に厳しい状況にあり、離農が加速化する中、国において、緊急措置として補填事業が行われたが、不十分である。

### 3 地方分権改革の推進

提案先省庁	内閣官房、内閣府、財務省、農林水産省
-------	--------------------

#### 【提案事項】

##### (1) 地方分権改革の推進

地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、さらなる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。

##### (2) 過度な東京一極集中の是正

「自立」した個性と魅力あふれる豊かな地域づくりを進め地方創生を実現するためには、引き続き、「活力ある地域社会の実現」と、「東京圏への一極集中の是正」を共に進めていく必要がある。

また、過度な東京一極集中の状態では、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大や首都直下地震といった事態による直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会全体が大きなダメージを受けることから、こうした事態の発生を防ぎリスクを分散する観点からも、政府関係機関の地方移転の取組を強化するとともに、企業の本社機能の地方移転を一層促進するため、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。

##### (3) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築

農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。

特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。

#### (提案の理由)

##### 現状

- 平成26(2014)年から、地方公共団体等からの改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて国が検討を行う「提案募集方式」が導入され、令和4(2022)年は、地方からの提案に対し約9割が「提案の趣旨を踏まえ対応」等とされた。
- 国は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4(2022)年12月策定)において、「地域の個性を活かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・深化させていく必要がある」としており、「デジタルの力を活用して、東京圏への過度の一極集中の是正や多極化を図っていく」ことが示されている。

- 新型コロナウイルス感染症の影響でテレワーク等が普及したことにより、東京都への転入超過数は一旦縮小傾向にあったが再び拡大しており、また、その転出先を見ても東京圏がほとんどであり、地方への転出は極めて少ない状況である。また、東京から本社機能を地方に移す動きはみられるが限られており、地方への移転はいまだ少ない状況である。
- 農地に関しては、平成 27(2015)年 6 月に成立した第 5 次地方分権一括法により、農地転用の許可権限の移譲が実現しているが、土地利用に関する規制緩和については進展していない。
- インターチェンジ周辺への物流施設や工場の立地は、企業の生産性向上にとどまらず、一般道の交通事故防止や交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境の改善など、多くの利点があるが、そうした土地利用を地方が計画しても、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができないため、タイムリーな用地提供ができず、企業進出の好機を逃すなど、地域の産業振興や雇用創出の障害となっている。

## 課題

- 人口減少社会の到来など、地方を取り巻く時代の潮流や変化に的確に対応するため、提案募集方式などによるさらなる義務付け・枠付けの見直しが課題となるほか、計画策定等については、引き続き制度的な課題として見直しが必要である。
- 過度な東京一極集中の是正は、災害対応や感染症対策という観点からも重要であり、東京と地方が連携して地域経済の好循環を作り出すことが求められている。
- インターチェンジ周辺への企業立地など、地域の実情に応じた土地利用を可能とする農用地区域からの除外や農地転用に関する規制緩和を早期に実現する必要がある。

## 4 地方税財源の充実強化

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、財務省
-------	------------------

### 【提案事項】

#### (1) 地方一般財源総額の確保等

① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費の自然増、ポストコロナ時代を見据えた地方創生、人口減少対策、防災・減災事業、公共施設等の老朽化対策、物価高騰や賃上げによる地方の財政需要の増加分や、地域経済の動向、定年引上げによる影響等を適切に反映した地方歳出を地方財政計画に適切に計上すること。

その際、高齢化等の進展に伴う社会保障関係費の増加分については、これまで給与関係費や投資的経費の削減など、国を大きく上回る行財政改革に取り組みながら対応してきたところであるが、その対応も限界にきていることを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。

② 地方交付税の法定率の引上げや、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図るとともに、後年度に財源措置するとした元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。

#### (提案の理由)

#### 現 状

- 令和5(2023)年度地方財政計画において、通常収支分の地方交付税については、国において原資を確保することにより、前年度から約0.3兆円増の18.4兆円、地方の一般財源総額については、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度0.2兆円増の62.2兆円が確保された。
- 地方一般財源総額の確保について、国の「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針）において、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までの3年間について「2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」方針が明示されている。
- 地域社会のデジタル化を集中的に推進するための「地域デジタル社会推進費」の事業期間が令和7年度まで延長され、2,500億円が措置された。
- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費（単独）が700億円増額された。
- 臨時財政対策債発行額は、前年度を0.8兆円下回る1兆円と大幅に抑制されたが、今後も、多額の発行と既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる。

#### 課 題

- 地方は国を大きく上回る行革に取り組んできたにもかかわらず、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されておらず、地方財政制度の構造的な問題は解決されていない。

## 【提案事項】

### (2) 地方創生の推進のための財源確保等

地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生の推進に関する交付金について十分な予算措置を継続すること。

併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。

## (提案の理由)

### 現 状

- 国は、デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4（2022）年6月7日閣議決定）に基づき、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を、新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、構想の実現に向け分野横断的に支援することとした。
- 国の令和5（2023）年度予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）」（国費1,000億円（国1/2））、令和4（2022）年度第2次補正予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金」のうち「デジタル実装タイプ」（国費400億円（国1/2ほか））、「地方創生拠点整備タイプ」（国費400億円（国1/2））が措置された。
- 地方創生のために必要な経費として平成27（2015）年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、「地方創生推進費」に名称変更され、引き続き1兆円が確保された。
- 感染症を契機とした、地方移住への関心の高まりを地方への大きなひと・しごとの流れにつなげていくためには、恵まれた自然環境や人々のきずなの強さなどの地域の魅力を高め、人をひきつける地域づくりに取り組み、その魅力を発信していくことが重要である。

### 課 題

- 地方においては、待ったなしの課題である人口減少対策の抜本強化など様々な施策を安定的・継続的に推進していく必要があることから、地方創生関連事業への十分な財政措置が不可欠である。

## 5 教育の振興

提案先省庁	文部科学省、厚生労働省
-------	-------------

### 【提案事項】

#### (1) きめ細かな教育の推進等

- ① 学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うため、基礎定数の改善や教員加配の拡充を図ること。
- ② 小学校の学級編制の標準を 35 人に引き下げるにあたり、従来配置されてきた教員加配からの振替によることなく、計画どおり引き下げるとともに、教科担任制や外国語教育などに対応するための専科加配の拡充を図ること。
- ③ 小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置の拡充を図ること。
- ④ 発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員定数については、基礎定数化を計画どおり進めること。
- ⑤ 平成30年度に制度化された高等学校における通級による指導については、教員配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。
- ⑥ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における教員定数の改善を行うとともに、特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。
- ⑦ 医療的ケアを実施する学校の実態に応じて常勤看護師を配置できるようにするため、必要な定数措置を行うこと。

#### (提案の理由)

##### 現状

- 小学校については、令和3(2021)年度から学級編制の標準を5年かけて学年進行で35人に引き下げられることになっているが、子どもと向き合う時間の確保やきめ細かで質の高い教育の推進のための定数は十分でない。
- 本県の中学校卒業生については、令和10(2028)年までに約1,000人減少することが見込まれており、県立高等学校の更なる小規模化が想定される状況にあるが、地方創生の観点から地域コミュニティの核としての地元高等学校への期待は高まっている。
- 通級指導により早期からの指導の充実が図られ、学校の落ち着きに効果が見られるが、希望する児童生徒は年々増加している。
- 高等学校における通級による指導について、平成30(2018)年度から制度化され、本県では、令和4(2022)年度に公立高等学校3校で通級による指導を行っているところである。
- 近年、通常学級において、発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が多く在籍している状況にあり、教員の資質向上とともに、特別支援教育支援員の配置の必要性が増している。
- 本県では、県立特別支援学校9校に非常勤看護師(55名：R4(2022).5.1現在)を配置

しており、児童生徒等に対して行う医療的ケアのほか、日常的な健康管理や担当教員研修の指導、保護者及び養護教諭等に対しての指導助言等、多岐にわたる業務を行っているが、常勤看護師は配置できていない。

## 課題

- 子どもと向き合う時間の確保やきめ細かで質の高い教育の推進のため、また、教科担任制や外国語教育の充実などに対応するため、教職員加配の拡充や教員定数の改善を図る必要がある。
- 教育水準を維持しながら、魅力ある高等学校づくりを進めるためには、小規模化する高等学校における教員の定数加配措置が必要である。
- 通級による指導を希望する児童生徒が増加しているが、それに対応する十分な教員定数を確保する必要がある。
- 高等学校における通級による指導に関して、教員の定数措置や研修の充実、学校の施設整備等の財源の確保が必要である。
- 特別な支援が必要な児童生徒への必要な配慮や支援を行うための特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置が十分ではない。
- 特別支援学級は、多学年にわたって児童生徒が在籍しており、現状の学級編制基準では指導が困難である。
- 県立特別支援学校において、在籍する医療的ケア児の増加及び看護師等による医療的ケアが多様化・高度化していることから、看護師業務の困難度が年々高まっている。

### <参考1> 本県の通常学級における発達障害児童生徒等の割合

	平成20年度 (2008)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)
小学校	6.1%	・・・ →	11.5%	→	11.3%	→	11.9%
中学校	3.8%	・・・ →	8.1%	→	6.8%	→	8.0%
高等学校	1.9%	・・・ →	4.1%	→	4.3%	→	4.8%

### <参考2> 県立特別支援学校における看護師等による医療的ケアを受けている児童生徒数

	平成21年度 (2009)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)
	68名	・・・ →	113名	→	117名	→	108名

## 【提案事項】

### (2) 学校 I C T 環境の整備推進等

- ① I C T 支援員（情報通信技術支援員）の配置拡大に向け、地方財政措置の更なる充実を行うこと。
- ② 校内・校外の通信ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費や更新時の経費について、耐用年数やランニングコストなどを踏まえた継続的かつ十分な財政措置を行うこと。
- ③ インターネットやオンラインゲーム、SNSなどの長時間利用により、日常生活に支障をきたす「ネット依存」状態の児童生徒への対応のため、相談窓口や専門医療体制の整備を講じるとともに、予防策を検討すること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 国は、I C T の活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現することを目的とし、令和 2 (2020) 年度中に、義務教育段階における児童生徒 1 人 1 台端末の実現や、高速大容量の校内通信ネットワークの整備等を推進した。
- 国は、I C T 支援員（情報通信技術支援員）の配置に必要な経費について、「教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画」（平成 30 (2018) ～令和 4 (2022) 年度）（令和 6 (2024) 年度まで延長）に基づき、4 校に 1 人の割合を目標とした地方財政措置を講じている。  
また、G I G A スクール構想の着実な実施等の課題に対し、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、令和 3 (2021) 年 8 月の学校教育法施行規則一部改正により、新たに、情報通信技術支援員の名称及び職務内容（教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する）を規定したところである。
- さらに、国は、令和 4 (2022) 年度第 2 次補正予算において、学校の I C T 運用を広域的・組織的に支援する「G I G A スクール運営支援センター」の機能を強化し、地域間格差なく、全ての学校が端末活用の日常化の段階に移行し、子どもの学びの D X を実現していくための支援基盤を構築するための経費を予算化し、各自治体における G I G A スクール構想の実現に向けた取組を支援している。
- 県でも、上記に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を想定し、児童生徒の学びを保障するため、学校の I C T 環境の整備を一層推進する観点から、令和 2 (2020) 年度に、インターネット接続回線の増強を図るとともに、教員 1 人 1 台端末や住民税非課税世帯等の高校生への貸出用の端末の整備等、県立学校の I C T 環境整備を図った。  
また、G I G A スクール構想初年度である令和 3 (2021) 年度から、年度当初の導入初期段階における、新規端末やネットワークの接続に関するトラブル等や、現場の教職員や既存の I C T 支援員だけでは対応しきれない事態に対応するため、I C T 支援員による定期的な訪問支援に加え、端末やネットワークのトラブル等に関する相談窓口として常駐ヘルプデスク（コールセンター）を設置するとともに、事案の内容により I C T 支援員による臨時訪問支援や関係機関に対応を引き継ぐ体制を構築することにより学校現場への支援を行っている。

- 令和3(2021)年12月に県内の児童生徒を対象に実施した「スマートフォン等の利用に関する実態調査(抽出)」の結果によると、スマホ、パソコン、タブレットの利用時間の合計が「平日1日に3時間以上」と回答した割合は小学生18.9%、中学生31.6%、高校生46.8%である。
- 令和3(2021)年12月に県内の児童生徒を対象に実施した「令和3年度岡山県学校保健概要調査」の結果によると、ネット依存の傾向について、簡易版8項目において「高い」と判断された小学生の割合は11.5%で、詳細版20項目において「依存状態」と判断された生徒の割合は、中学生3.6%、高校生3.2%となっており、昨年度と比べて、小学生で1.0ポイント、高校生で0.4ポイント増加している。
- 本県では、ネット依存研究委員会における外部有識者からの意見等も踏まえながら、依存状態の判断材料の1つとなるチェックシートとその活用方法を示したマニュアルを作成するとともに、リーフレット配付やホームページ掲載により各学校へ普及し、ネット依存の未然防止・早期発見につながるよう取り組んでいる。

## 課題

- ICT支援員(情報通信技術支援員)の配置に必要な経費については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)(令和6(2024)年度まで延長)」に基づき、4校に1人の割合を目標とした地方財政措置が講じられているところであるが、児童生徒の1人1台端末については、義務教育段階においては令和2(2020)年度までに整備されるとともに、本県では、高校段階においても、令和3(2021)年度から順次導入していることから、新規端末やネットワークの接続等に関するトラブルへの対応や、これまでの対面による授業とICTを活用した授業を適切に組み合わせた新たな学びの構築に向けて、学校現場ではその必要性が一層高まっている。
- インターネット接続回線を増強したことに伴う校外通信ネットワークの回線使用料として、年額4,600万円程度が恒常的に必要となるが、当該経費は県で措置することとなり、負担が大きい。
- 校内通信ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費も、県で措置する必要がある、負担が大きい。
- 端末の耐用年数は4年又は5年とされているところ、1人1台端末を有効に活用して、ICT教育を長期的かつ安定的に実践していくためには、計画的に端末の更新等を行う必要があるが、更新等に係る財政措置について、国から具体的な支援の内容は示されていない。
- 情報端末(携帯電話、スマートフォン、タブレットPC等)の普及に伴い、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等に依存するあまり、日常生活や学習面に影響を及ぼしているため、学校や家庭において、スマートフォン等の使用に関するルールづくりを推奨するとともに、オンラインゲーム等に夢中になり、スマートフォン等を手放せない児童生徒への対応のための相談窓口や専門の医療体制の整備、ネット依存の予防策が必要である。

## 【提案事項】

### (3) 学校における働き方改革の推進

- ① 学校現場の働き方改革を推進するため、現場の実態に即した定数改善や、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進めること。また、義務教育費国庫負担金については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。
- ② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、学校給食費等の学校徴収金の公会計化に向けた体制整備やスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、補充学習への支援員、教員業務支援員などの外部人材の配置について、十分な財政措置を講じるとともに、補助率の引き上げ等、補助制度の一層の拡充を図ること。
- ③ 教員の長時間労働の解消のため、デジタル採点システムや、保護者への連絡システム等校務のICT化につながる環境整備を対象とした補助制度の一層の拡充を図ること。 新規

### (提案の理由)

#### 現 状

- 現在の給与制度は、教職員の勤務実態に応じたものになっていない。
- 本県の令和4(2022)年6月の勤務実態調査では、時間外業務は平成28(2016)年度と比較して、小学校で約22%、中学校で約30%縮減しているものの、小学校で約50時間、中学校で約61時間、高校で約54時間、特別支援学校で約30時間であり、依然として多い状況である。
- 発達障害等の児童生徒の増加やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応など、学校の抱える課題が多様化・複雑化しており、本県では外部人材を配置するなど、学校現場の働き方改革に取り組んでいるが、教員の長時間勤務が常態化している。
- 学校給食費等の徴収について未納の保護者への督促が、教職員の心理的負担と長時間勤務の一因となっている。
- 学校の定期考査等の採点業務の効率化を図るため、令和4年度に県立高校等8校において、デジタル採点システムをモデル的に導入し、令和5年度以降拡充する予定である。
- 印刷時間の削減や効率的な会議の運営等の校務負担の軽減のため、職員間の情報共有や職員会議、保護者への通知文等において、ペーパーレス化を各校において、順次進めている。

#### 課 題

- 現在の教職員の勤務実態を踏まえ、教職調整額を含めた教職員の給与制度の在り方の検討を進める必要がある。
- 給特法第7条に規定する指針の上限時間である月45時間以内、年360時間以内の遵守については、非常に厳しい状況にある。

- 学校給食費等の徴収業務を地方自治体で対応するためには、担当職員の増員や公会計処理に係る電算システムの導入等のため財源の確保が必要である。
- 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、外部人材等の更なる配置拡大が必要であるが、国への配置要望が一部認められず、予定どおり配置ができない状況がある。また、限られた県予算の中では十分な対応が困難であり、財政措置の拡充が求められる。
- 教員の長時間労働の解消にはデジタル採点システムや、保護者への連絡システム等校務のICT化が有効だが、安定的な運用のため、財源の確保が必要である。

**【参考】** 本県の勤務実態調査結果

(H28(2016). 6実績)

(R 4 (2022). 6実績)

小：約 6 4 時間	→	約 5 0 時間 (約 2 2 %減)
中：約 8 7 時間	→	約 6 1 時間 (約 3 0 %減)
高：約 7 3 時間	→	約 5 4 時間 (約 2 6 %減)
特：約 4 0 時間	→	約 3 0 時間 (約 2 4 %減)

## 【提案事項】

### (4) 長期欠席・不登校対策のための総合的な取組の推進

新たな長期欠席・不登校を生まない未然防止の取組の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成、確保や配置の拡充（「スクールカウンセラー等活用事業」の実施主体を市区町村まで拡大）、学校内の居場所（別室）の整備促進に向けた教員の加配措置を含む人的配置等の支援充実、長期欠席・不登校対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実、医療機関と連携した対策の研究など、長期欠席・不登校の解消のための総合的な対策を検討すること。

### （提案の理由）

#### 現 状

- 令和3（2021）年度児童生徒の問題行動等調査では、本県における小・中・高合わせた不登校の出現割合は全国平均を下回ったものの、全体として不登校児童生徒数やその出現割合は、依然高い水準にある。
- 長期欠席・不登校児童生徒は、ある程度の欠席経験を経ている場合が多く、家庭環境の複雑さや障害特性等が関係している場合もある。こうした課題について、早急な対応が必要である。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの確保、資質の向上に苦慮している。また、非常勤の雇用であるため生計が不安定であり、希望者が集まりにくい現状がある。
- スクールカウンセラー等活用事業は、実施主体が都道府県・政令市に限定されており、県の予算規模をもとにして配置しているため、市町村によっては、希望どおりに配置されておらず、独自に追加配置を行っている場合がある。
- 県独自に、令和元年度から、学校が児童生徒にとって安心できる「居場所」となることを目指し、別室を活用した不登校対策別室指導実践研究を進めており、個々の状況に応じた学習支援や生活支援をきめ細かく行うことや、学校と児童生徒の「つながり」を切らないためのICTを活用した不登校対策に積極的に取り組むことで、別室利用者の欠席日数の減少や学校で過ごす時間が増えるなどの改善が見られている。
- 小学生の約5%、中学生の約10%が起立性調節障害（OD）の可能性があり、不登校の約3～4割がODを併発するといわれている。※日本小児心身医学会
- 県独自に、医療機関と連携してODのチェックリストや支援機関リスト等を作成し、学校に配付して活用を促している。

#### 課 題

- 長期欠席・不登校の背景にある家庭の課題や障害特性等に幼少期から対応する必要がある。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが不足していることから、大学等での養成とともに、安定した人材確保に向けた常勤化や有資格化などの検討を進めていく必要がある。

- スクールカウンセラーを市町村が独自に配置した場合、補助対象になっていないため、財政負担が大きい。
- 過去、スクールソーシャルワーカーの配置に係る国庫補助金の当初配分については、金額が抑制されており、追加配分があるまで執行保留していた。
- 充実した別室指導を行うためには、信頼関係を築きながら指導に当たれるように、専属の教員を配置する必要がある。
- 長期欠席・不登校対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実が必要である。
- ODや過敏性腸症候群が原因とみられる長期欠席・不登校への理解や対応策が周知されておらず、医療機関による支援体制も構築されていない。

## 【提案事項】

### (5) 公立学校施設及び設備の整備

公立学校施設の老朽化対策や避難所機能向上のための施設設備の整備に係る国庫補助制度を拡充すること。

- ① 小中学校及び特別支援学校の長寿命化改修やバリアフリー化、洋式トイレ、空調設備など施設設備の整備に係る国庫補助率の嵩上げや補助要件の緩和
- ② 高等学校の備蓄倉庫などの屋外防災施設以外の施設設備の整備も小中学校等と同様に補助対象化

### (提案の理由)

#### 現状

- 築40年を超える建物が全体の2/3近くを占める中、長寿命化改修等の老朽化対策が追い付かず、モルタルの落下等により児童生徒等に危害が及ぶ恐れが出てきている。
- 災害発生時に避難所として学校施設が果たす役割は大きいですが、バリアフリー化や洋式トイレ、空調設備など、求められる機能が備わっていない。
- 小規模校における事業では、補助下限額を充足できず、そうした学校を多く抱える自治体が不利な状況におかれている。
- 高等学校においても、小中学校と同様に老朽化が進行しており、また、大規模災害時の避難所としての役割が期待されている。
- 物価高騰による建設コスト上昇が続いており、整備の遅れが懸念される。

#### 課題

- 現在、小中学校及び特別支援学校の施設設備の整備に係る国庫補助率は主に1/3であるが、各自治体の財政負担が大きく、迅速な対応を行うためには支障がある。
- 高等学校は屋外防災施設以外は補助対象となっておらず、財政負担が大きい。

### 【参考】現行制度と提案内容

	現行	提案内容
文教関係施設設備の整備	補助率1/3または1/2	補助率嵩上げ (1/3または1/2→2/3)
	補助下限額の単位： 1校当たり	補助要件緩和 (1校→1市町村)
	小中学校・特別支援学校のみ補助対象 (屋外防災施設以外)	高等学校まで補助対象拡大

## 6 水島コンビナートの国際競争力強化 に向けた支援の充実

提案先省庁 総務省、消防庁、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁

### 【提案事項】

#### (1) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた支援の充実 新規

エネルギー・素材産業の集積地である水島コンビナートのカーボンニュートラルが実現し、国際的なカーボンニュートラルの実現に貢献するコンビナートとなるよう、立地企業の設備投資や技術開発等に対する支援の充実を図ること。

- ① 化石燃料から水素・アンモニア等、脱炭素エネルギーへの構造転換に伴い、複数の用途での水素・アンモニア等の需要が見込まれる水島コンビナートにおいて、受入から生産・供給に至る拠点形成に必要な共用設備整備や技術開発、サプライチェーン構築に向けた支援の充実を図ること。
- ② 化石燃料の輸入量減少見通しに伴い、化学品製造に必要な炭素源の減少が懸念される中、水素やコンビナートで回収したCO<sub>2</sub>をエネルギーや原料に転換・再利用し、コンビナート内での循環を進めるため、カーボンリサイクル技術の確立と共同利用を可能とする炭素循環プロセスの構築、回収・貯蔵等の共用設備整備への支援の充実を図ること。
- ③ 脱炭素エネルギーや原料を用いた環境の下で生産・供給する電動車、高機能電磁鋼板、機能性樹脂などの製品・素材拠点の構築に向け、①②に並行して行う既存設備の有効活用や転換、実証実験等について、財政上、税制上の支援の充実を図ること。

#### (2) 産業保安のスマート化の推進 新規

危険度2区域における非防爆機器の使用について統一的な基準を策定するなど、規制の見直しを進めること。

### （提案の理由）

#### 現 状

- 本県は製造業の割合が全国平均を大きく上回る「ものづくり先進県」で、水島コンビナートは本県製造品出荷額等の半数を占める本県産業の中核であり、長年、我が国の産業発展に大きく貢献している。

<2020年工業統計調査>

事業所数：218事業所 従業員数：23,943人 製造品出荷額等：約3.5兆円

- 一般的なコンビナートが石油精製業・石油化学工業・鉄鋼業などの素材産業で構成されているのに対し、水島コンビナートは自動車製造業など、基礎素材業種以外の加工組立型産業も一体となって、他のコンビナートにはない厚みのある産業構成となっている。
- アジア有数の競争力を持つモデルコンビナートの実現による本県の持続的成長と雇用の場の確保を目的に、2011年12月、「ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート

ト総合特区」に指定（2012年9月計画承認）され、以降、複数の規制緩和や財政上の支援等が実現し、設備・燃料の広域利用等の企業間連携や港湾機能の高度化など、立地企業の操業環境の向上に結びついている。

- コンビナートでは、石炭、石油等の化石燃料を燃料、原料として使用しており、2050年カーボンニュートラルの実現には、脱炭素エネルギーの導入やイノベーションの創出など、さらなる企業間連携が不可欠となっている。
- 2022年3月、国のカーボンニュートラルコンビナート研究会が「カーボンニュートラルコンビナートの実現に向けた論点整理」を策定し、カーボンニュートラルコンビナートの役割として、脱炭素エネルギーの受入/生産/供給や、炭素循環マテリアルの受入/生産/供給等を通じて、カーボンニュートラル社会の持続的な発展、製造業者等の競争力強化、地域経済・日本経済の活性化に貢献する存在となることが提言された。
- 国において、水素・アンモニアの大規模なサプライチェーンを構築するため、先行して投資を行い、2030年頃までに水素・アンモニアを安定・安価に供給を開始する事業者（ファーストムーバー）を優先して後押しするとともに、今後10年間程度で整備する拠点数を全国8か所程度に集約することが検討されている。
- 水島コンビナートのカーボンニュートラルの取組を推進するため、2022年11月に立地企業、金融機関、行政、有識者で構成する産学官協議会を設置し、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、情報共有と課題解決のための活動を行うこととしており、2023年3月、今後の取組の方向性をまとめた取組方針を策定した。
- 本取組方針では、水島コンビナートの集積効果や立地優位性等のポテンシャルを生かし、脱炭素エネルギー・原料への転換、製品・素材の製造・供給等の取組を通じたカーボンニュートラルの実現を目指し、その実装に向けたさらなる企業間連携による取組を進めることとしている。
- 石油精製・石油化学等のプラント内における電子機器等の使用に係るニーズが高まっており、国において、2020年1月に「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」が策定されるなど取組が進められている。
- 2020年7月から、当コンビナート立地企業間で危険度2区域における非防爆機器の使用について検討し、2022年3月には自治体関係当局も構成メンバーに加えた「スマート保安分科会」を設置し、情報共有と課題解決のための活動を行っている。

## 課題

- 本県の産業構造は、温室効果ガス排出量の多い製造業の割合が全国に比べ高く、中でも水島地区は本県排出量のうち約半分を占めている。
- エネルギーの脱炭素化に向け、従来の化石燃料から、水素・アンモニア等の脱炭素エネルギーの大量かつ安定的な調達をはじめ、多様な業種が活用する共用設備（貯蔵や配送設備など）を集積することで、一社当たりの投資負担の軽減、共同調達による調達価格の削減を図り、安定・安価に供給できるサプライチェーンの構築とコンビナート各社への供給インフラ等の体制構築が必要である。
- 化石燃料の減少見通しに伴い、化学品製造のための炭素源の減少が懸念されており、水素とコンビナートで回収したCO<sub>2</sub>を原料として利用するカーボンリサイクル技術の確立が必要である。
- 脱炭素に資する製品・素材の生産と供給を行うための拠点として、水島コンビナートの集積効果や立地優位性といった特徴を生かし、機能強化していくためには、既存

設備等の有効活用や転換が必要である。

- 「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」に基づき危険区域を設定し、非危険区域が拡大した場合においても、危険区域が残存する。
- 現場でのタブレット端末の使用は、点検業務の効率化や迅速な情報共有等の利点があるが、危険区域と非危険区域が複雑に混在する現場においては、非防爆機器の使用は困難であり、導入が進んでいない。

<参考> JIS C 60079-10:2008 第10部：危険区域の分類

**危険区域**：機械器具（以下、機器という。）の組立て、設置及び使用のために特別な予防策を必要とする量のガス状の爆発性雰囲気が存在する、又は存在する可能性がある区域。

**危険度区域**：危険区域は、次に示す3種類の危険度区域に区分する。

**危険度0区域**：ガス、蒸気又はミスト状の可燃性物質と空気との混合物質で構成する爆発性雰囲気が連続的に、長時間又は頻繁に存在する区域。

**危険度1区域**：ガス、蒸気又はミスト状の可燃性物質と空気との混合物質で構成する爆発性雰囲気が通常運転中でもときどき生成する可能性がある区域。

**危険度2区域**：ガス、蒸気又はミスト状の可燃性物質と空気との混合物質で構成する爆発性雰囲気が通常運転中に生成する可能性がなく、生成しても短時間しか持続しない区域。

## 7 水島港の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 【提案事項】

- (1) 船舶の大型化に対応した港湾施設の整備促進  
塩生埠頭の棧橋整備や水島東航路、玉島東航路の増深など、船舶の大型化に対応した港湾施設の整備を促進すること。
- (2) 浚渫土砂処分場の確保に向けた取組の促進  
水島港の航路整備を促進させるためには、浚渫土砂処分場の確保が必要不可欠のため、新たな処分場の確保に向けた取組を促進すること。
- (3) 備讃瀬戸航路の整備促進  
備讃瀬戸航路の航行環境改善に向けた整備を促進すること。

### (提案の理由)

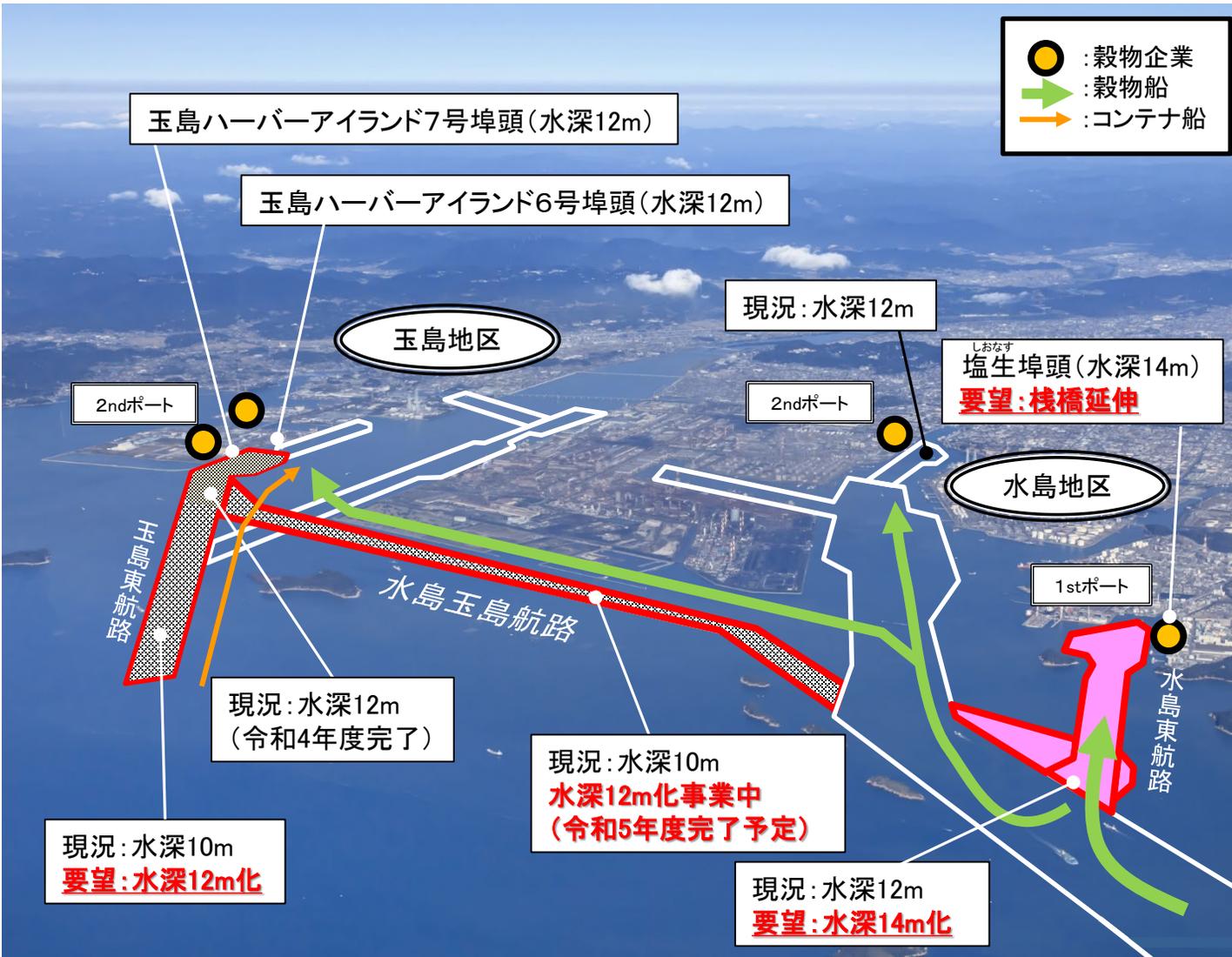
#### 現状

- 水島港の背後には、我が国の基幹産業を代表する大企業群が集積し、国内屈指の生産流通拠点を形成しており、製造品出荷額は約4兆円で本県全体の半数近くを占めている。
- 水島港の令和3(2021)年取扱貨物量は全国第9位で7,262万トン、このうち、穀物(とうもろこし・豆類)の輸入量は全国2位で205万トンである。
- コンテナ取扱貨物量については全国第15位で165千TEUとなっている。

#### 課題

- 平成29(2017)年に玉島地区において、穀物を扱う食料コンビナートが立地操業し、企業間連携に伴う複数バース揚げにより国際バルク戦略港湾としての競争力の高まりが期待されているものの、効率的な連携を図る上で、原料の供給に必要な棧橋の延伸や航路などの水深の確保が必要である。
- 穀物企業各社からも、水島地区と玉島地区を結ぶ航路の水深12mでの早期整備を強く求められている。
- 既存の処分場については、容量の増加に向けた取組を令和5(2023)年度に終わるところであるが、将来的な需要を勘案すると、十分な容量を確保することが困難であるため、今後発生する浚渫土砂の処分については、新たな処分場を確保する必要がある。
- 玉島東航路は、東南アジア向けのコンテナ船の航行に必要な航路であり、水深12m、幅300mが必要であるが、一部は水深10m、幅250mに留まっている。
- 備讃瀬戸航路においては、浅所があるなど、巨大船の航行に支障が生じている。

# 船舶の大型化に対応した港湾施設の整備による国際競争力の強化



## 直近5カ年の総コンテナ取扱量

総コンテナ取扱量を港湾統計より集計



## 直近5カ年の穀物輸入力

とうもろこし・豆類の輸入量を港湾統計より集計



▨ : 連携輸送量(穀物企業からのヒアリング結果を集計)

## 【備讃瀬戸航路の航行環境改善】

水島港には、備讃瀬戸航路を航行し、鉄鉱石や原油を積載した巨大船が多数入港している。

しかし、備讃瀬戸航路には、浅所があることから、巨大船が航行する際、標識船を配置するなどの対応を迫られ、円滑な企業活動の妨げとなっており、浅所の解消が必要。

### 備讃瀬戸航路浅所箇所



## 8 高規格道路の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 【提案事項】

中四国における広域交通網のクロスポイントに位置し、優れた産業集積を有するなど、本県の強みを生かした持続的な発展の基盤づくりを推進するため、地域間の連携・交流を強化する高規格道路の整備を促進すること。

(1) 岡山倉敷道路〔国〕

- ・ 国道2号岡山倉敷立体（Ⅰ期）の整備促進及び早島町～倉敷市間の未事業化区間の早期事業化

(2) 倉敷福山道路〔国・県〕

- ・ 国道2号玉島・笠岡道路（Ⅱ期）及び笠岡バイパスの令和7（2025）年度の完成に向けた整備促進
- ・ 国道2号福山道路（笠岡市<sup>もびら</sup>茂平～広島県福山市瀬戸町）の早期事業化
- ・ ICアクセス県道の整備推進のための予算確保

(3) 空港津山道路〔国〕

- ・ 国道53号津山南道路の整備促進
- ・ 岡山市北区<sup>すがの</sup>菅野～岡山市北区<sup>みつうがき</sup>御津宇垣間等の未着手区間の調査検討を踏まえた効果的な事業化

(4) 岡山環状道路等〔国〕

- ・ 国道180号岡山環状南道路の整備促進
- ・ 国道180号岡山西バイパス（岡山市北区西長瀬～檜津）の整備促進
- ・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進

(5) 美作岡山道路〔県・岡山市〕

- ・ <sup>よしい</sup>吉井IC～<sup>ゆのごう</sup>湯郷温泉IC間の整備推進のための予算確保
- ・ 瀬戸JCT部の整備促進のための予算確保

(6) 中国横断自動車道岡山米子線の早期全線4車線化〔西日本高速道路（株）〕

- ・ 賀陽IC～北房JCT間の整備促進

[ ] : 事業主体

### （提案の理由）

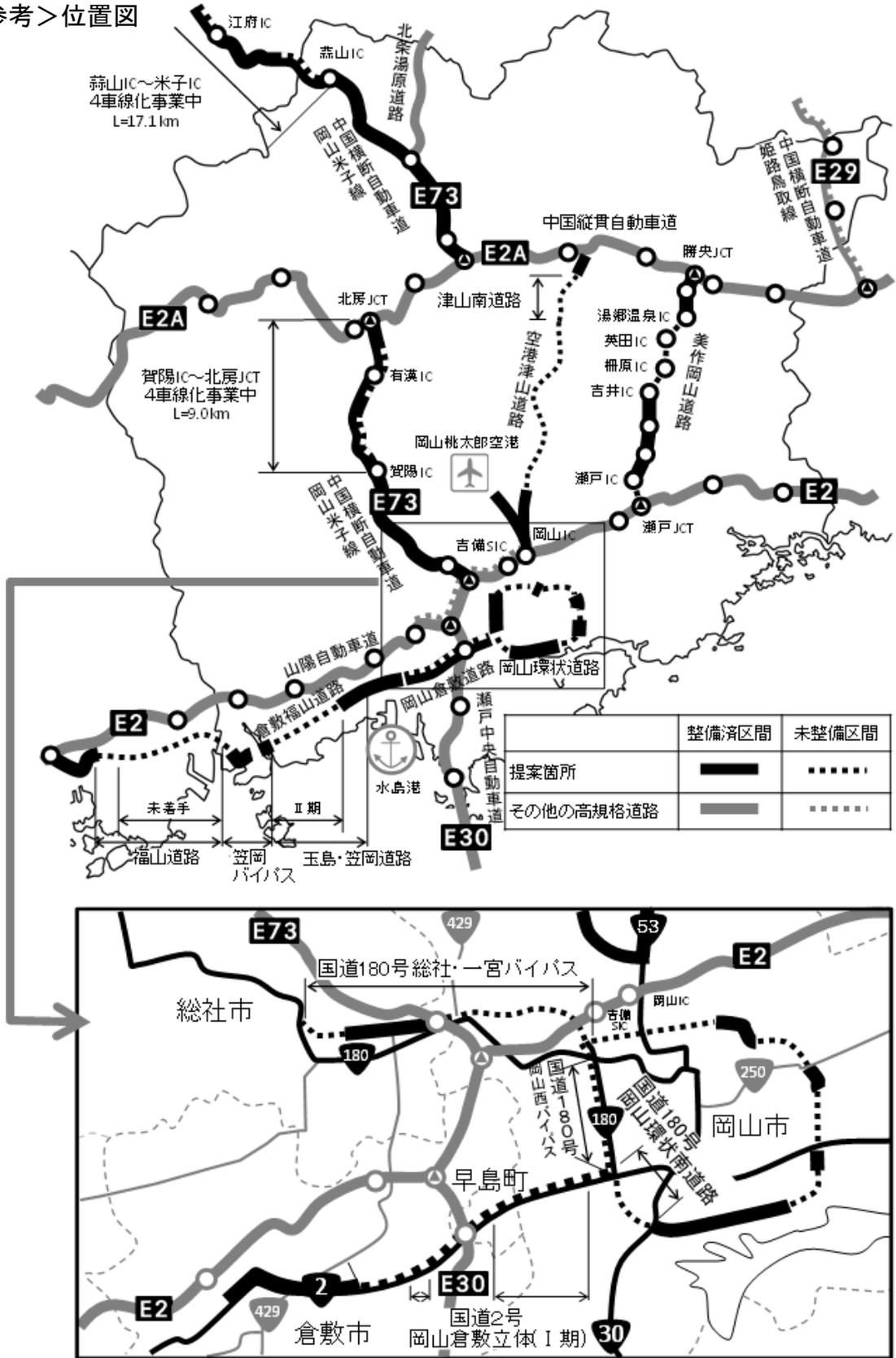
#### 現状

- 本県は、県北と県南など地域間の連携強化や、空港・港湾・ICなどの交通拠点へのアクセス向上等により産業を振興するための道路整備が遅れている。
- 産業拠点や交通拠点間を結ぶ国道2号は、中国地方で屈指の交通量を有する大動脈であるが、主要渋滞箇所が連続するなど慢性的な渋滞が発生しているため、定時性や安全性、企業活動の生産性が著しく低下し、日常生活や産業振興に支障を来している。

**課題**

○ 広域交流の拡大や地域間連携の促進、空港・港湾・ICなど交通拠点へのアクセス向上、渋滞対策に資する幹線道路ネットワークを形成し、生産性の向上等を図るため、高規格道路の早急な整備が必要である。

**<参考>位置図**



## 9 岡山桃太郎空港への訪日誘客支援

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 【提案事項】

岡山桃太郎空港における国際線の安定的な運航の継続を実現させるため、訪日誘客支援空港に対する支援を継続し、及び支援の上限額の引上げなど内容を拡充すること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 岡山桃太郎空港には4つの国際定期路線が就航し、国際線の利用者数は平成30(2018)年度に過去最高の約30万7千人となり、地元経済への波及効果が非常に大きい。
- 岡山桃太郎空港の国際線は、新型コロナウイルス感染症の影響で運休が続いていたが、令和4(2022)年10月に水際措置の見直しが行われ、令和5(2023)年3月から1路線(台北線)が運航を再開しており、他の3路線についても、早期の再開が期待されている。
- 一方で、全国の訪日外国人数については、水際措置の見直しに伴い増加傾向にあるものの、コロナ禍前の水準には及ばない状況であり、また、出国日本人数については、水際措置の見直し後も足踏みが続いており(運賃の高騰、円安の影響と考えられる)、運航が再開した後においても、利用者数の回復の遅れによる運航への影響が懸念される。
- また、国の訪日誘客支援空港に対する支援制度について、令和4年度から、従前の新規就航、増便に加え、コロナの影響で運休した路線の運航再開も補助対象とされたが、併せて、補助上限(1空港につき5,000万円以下)が新たに設けられた。

#### 課 題

- 再開後の運航が安定的に行われるよう、航空運送事業者に対する運航経費の支援を継続する必要がある。
- 補助上限が1空港あたりの額とされているため、支援対象路線が多い場合、支援が行き届かなくなる恐れがあることから、補助上限の引上げや補助上限を1路線あたりの額へ改正するなど、支援を充実する必要がある。

## 10 森林整備法人に対する支援の充実

提案先省庁 林野庁

### 【提案事項】

森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。

(1) 地方財政措置の拡充

県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。

(2) 森林整備補助制度の拡充

森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。

### (提案の理由)

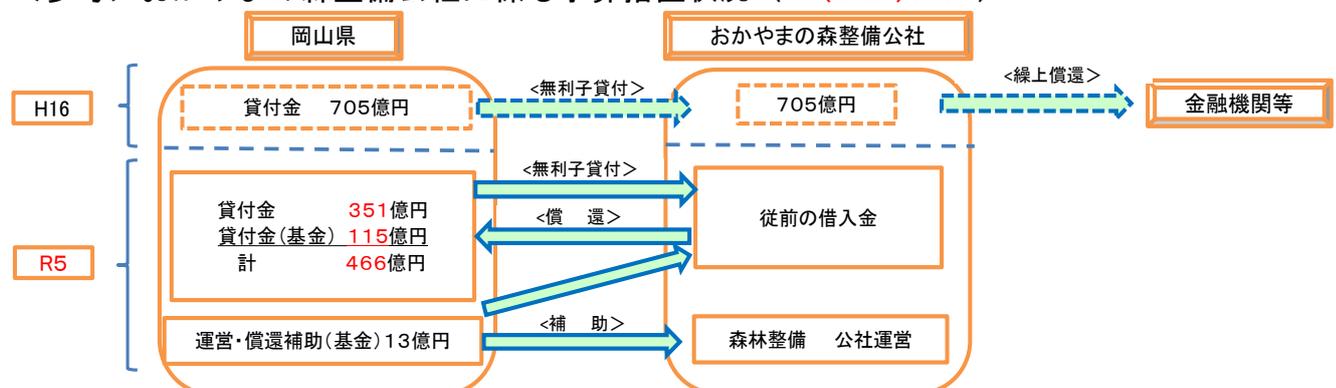
#### 現状

- 森林整備法人である「おかやまの森整備公社」は、昭和 40(1965)年の設立以来、国の造林施策と相まって全国 1 位となる 25 千 ha の人工造林を行い、分収林として管理している。
- 平成 16(2004)年には、木材価格の長期低迷等により経営存続が危ぶまれたことから、本県では公社の債務累増の防止と経営の安定化を図るため、約 705 億円の債務を県の無利子貸付に一本化するとともに、運営経費についても借入金から補助金に転換した。
- 同時に、公社は環境保全を優先した森づくりに大きく方向転換し、組織体制の見直しや効率的な事業実施によるコスト縮減など経営改善を行い、収入の確保に努めている。
- 公社が管理する森林では、伐採利用が可能な 36 年生以上の面積が 7 割を超え、今後、利用間伐や択伐等の収穫事業が増加する見込みであるが、木材価格や間伐等の補助制度等の変動により、公社の経営は不安定である。

#### 課題

- 今後、公社経営の安定化を図り森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、国においても公社に対する財政支援を一層充実していくことが必要である。

<参考>おかやまの森整備公社に係る予算措置状況 (R5(2023). 4. 1)



※一般財源466億円の調達にかかるコスト：約5.82億円(長期プライムレート1.25%)

# 11 家畜伝染病防疫体制の充実・強化

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

## 【提案事項】

- (1) 家畜伝染病発生時に発生県で備蓄する防疫措置に必要な防護服や密閉容器等が不足する場合には、国において迅速に供給できる体制を強化すること。
- (2) 豚熱のまん延防止やアフリカ豚熱等の侵入防止対策の強化のため、家畜保健衛生所の検査精度やバイオセキュリティの向上につながる改修等に対する支援を拡充するとともに、必要な予算の安定的な確保に努めること。

## (提案の理由)

### 現状

- 家畜伝染病のまん延防止には、迅速な防疫措置が必要なことから、各都道府県では必要な資材を備蓄しているが、大規模農場での発生や続発の場合には、不足する事態が起き、その時点の国による各県での備蓄状況の照会を踏まえ、発生県自ら供給可能県と調整により、緊急的な資材の確保を行っている状況である。
- 本県では、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置において、殺処分した鶏を原則焼却することとしており、多量の密閉容器が必要となる。なお続発等、状況によっては埋却も併用することもあり、その場合には大量のフレコンバック、ビニール袋も必要となる。
- また、豚熱の国内での感染拡大が終息しない中、アフリカ豚熱では訪日外国人の所持品からウイルスが確認されるなど、越境性動物疾病の侵入リスクは非常に高い状況が続いており、家畜保健衛生所の検査機能の高度化が必要となっている。
- 越境性動物疾病には迅速な診断が必要なことから、令和元（2019）年度にアフリカ豚熱などの検査が、国から県へ移行されている。
- 国では、令和2（2020）年度に消費・安全対策交付金を拡充したが、補助対象は「遺伝子検査」「解剖及び採材」「病性鑑定畜の保管」等を実施する施設に限られている。

### 課題

- 家畜伝染病の大規模農場での発生や続発により、発生県で備蓄する防疫措置に必要な資材が不足する場合には、迅速に供給される必要がある。
- 特に、防疫資材（密閉容器、防護服）は民間業者での在庫が少なく、高病原性鳥インフルエンザの全国的なまん延時には、各県の想定を上回る量が必要となるため、これに備えた十分な資材を国が備蓄するよう体制を見直す必要がある。
- また、現在の家畜保健衛生所は、越境性動物疾病の病原体の交差汚染や外部漏出を防ぐための設備が十分ではなく、安全かつ適切な検査を行うためには、補助対象外である附帯部分（事務室、更衣室、シャワールーム及び玄関等）を含めた改修等を行いバイオセキュリティレベルを高める必要がある。
- 今後とも、新たな家畜伝染病の発生や技術的進歩に合わせて、継続的にバイオセキュリティや検査機能を向上させていく必要がある。

## 【提案事項】

(3) 大規模農場における防疫対応について、事業者の責務を防疫指針に明記するとともに、農場を分割するための必要な支援対策を検討し、分割が困難な農場に対しては、殺処分範囲を縮小するための新たな要件を定めること。

**新規**

(4) 高病原性鳥インフルエンザなどの大規模発生時や続発時には、県など自治体職員のみでは対処しきれないことから、国が主導し、防疫作業従事者を事前に確保し、即座に派遣できる体制作りに努めること。 **新規**

### (提案の理由)

#### 現 状

- 消費者への畜産物の安定供給を図るため、施設の集約や大規模化及び人件費削減等により、生産効率を向上した大規模農場が近年増加している。
- 家畜伝染病予防法においては、発生の予防及びまん延を防止することについて事業者が第一義的責任があるものの、防疫指針においては、事業者の責任が不明確である。現状、事業者が全ての防疫措置を短期間で実施することは困難であり、まん延防止のため県が実施している。
- 国は、令和5年1月31日4消安第5985号の通知により、大規模農場における殺処分の対応として、施設や飼養管理を完全に分けることにより農場を複数に分割し、別農場として取り扱うことは現場で検討するものとされている。
- 令和5年4月20日に開催された全国家畜衛生主任者会議において、農場の分割管理のイメージや衛生管理のポイントが例示されたものの、これらに対する支援対策は提示されておらず、また分割の例示どおりに対応できない農場もある。
- 家畜防疫員については、国や他県の応援を要請できる体制となっているが、防疫作業従事者については、一部自衛隊の協力が得られるが、県や市町村職員以外の人員を集めることが出来ず、防疫作業が長期化している。

#### 課 題

- 大規模農場で発生した場合、防疫措置が長期化し、自治体の負担が大きく、行政サービスの低下が起こっている。
- 生産効率向上を目的として既に設置された畜舎、埋却地、堆肥舎及び車両動線等を新たに分割させることは構造上困難な場合が多く、国の通知のとおり対応できない。
- 大規模発生時に、迅速な防疫対応を行うには、防疫作業従事者が自治体職員だけでは不足する状況にあり、その他人材の確保が必要だが、地方では都市部のように人口が多くないため確保が困難である。
- 県や市町村では、通常業務を行いながら、作業に従事しており、効率的な業務執行に支障が出ている。

## 12 社会資本整備の推進

提案先省庁	内閣府、財務省、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省
-------	-----------------------------

### 【提案事項】

県民の生命と財産を守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川、道路や港湾、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な予算を十分に確保し、その推進を図ること。

- (1) 集中豪雨や大型台風に備え、水害を防止するための河川整備
- (2) 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備
- (3) 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備
- (4) 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための航路や泊地の浚渫などの港湾整備
- (5) 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援
- (6) 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための下水道の整備
- (7) 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守るためのため池、防災施設の整備
- (8) 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備
- (9) 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備
- (10) 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備
- (11) 社会資本に係る長寿命化に資する保全管理の推進

### (提案の理由)

#### 現状

- 産業の振興や安心で豊かさが実感できる地域づくりを推進する上で、その基盤となる社会資本の整備は、本県の発展に必要不可欠である。
- 防災・減災対策の強化や生産性向上のためのインフラ整備の重点化を推進するため、令和5(2023)年度の国の公共事業関係予算は、前年度と同程度(前年度比100%)とされたところである。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、国土強靱化の取組を加速化させるための予算が措置されているところであるが、今後、維持管理や点検・更新などに要するコストの増大も見込まれることから、防災・減災対策や生産性向上に資する、河川改修、港湾改修・浚渫、砂防えん堤や治山施設の整備、道路の新設等の社会資本整備に要する予算確保については、依然として厳しい状況である。

## 課題

- 本県に甚大な被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨災害や、近年激甚化・頻発化している大規模な自然災害の発生状況を踏まえると、令和 6 (2024) 年度以降も国土強靱化に向けた防災・減災対策を加速させる必要がある。
- 地域経済の活性化はもとより、県民の安全の確保や中四国における拠点性を向上させるとともに、県産の食料・木材の安定供給や国土保全など多面的機能を有する農山漁村地域の振興を図る観点からも社会資本の整備が急務であるが、近年の大規模災害の激甚化・頻発化を踏まえると、今後の補助金・交付金等の継続的な確保に懸念がある。
- 安全で快適な生活を実現するための社会資本整備に必要な予算は、依然として不足しており、国全体における公共事業関係予算の拡充と安定的な確保が必要である。

## 13 医療提供体制の充実

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

#### (1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）の弾力的な運用等

地域医療介護総合確保基金については、県計画に基づく事業が関係団体との協働のもとで円滑に実施できるよう、引き続き、県が必要とする額の確保を図るとともに、県の裁量で各事業区分間の弾力的な運用ができるようにすることに加え、事業効果が十分得られるよう早期の内示を行うこと。

また、地域医療構想の一層の推進や安定した地域医療体制の確保を図るため、国・県で造成する基金の負担割合について、国負担分を拡大すること。

### （提案の理由）

#### 現 状

- 地域医療介護総合確保基金を活用する事業は、毎年度関係団体から事業提案を募集し、庁内提案事業と合わせて、国が定める「I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備」、「I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更」、「II 居宅等における医療の提供」、「IV 医療従事者の確保」及び「VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備」に関する区分ごとの新規・継続事業を、医療介護総合促進法に基づく県計画として取りまとめているが、「I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備」に重点配分されるとともに、各事業区分間の弾力運用が認められていない。
- 過去3年の内示時期は、事業実施予定年度の8月から11月であり、事業の実施に必要な期間が確保できていない。
- 地域医療構想の推進や地域医療体制の確保に取り組む必要があるが、平成30年7月豪雨災害の復旧・復興や新型コロナウイルス感染症による税収面への影響など、県の財源確保が困難となっていることから、基金の造成のための負担割合（区分I-2以外）である国2/3、県1/3について、国負担分を拡大する必要がある。

#### 課 題

- 地域の医療ニーズに対応した効率的かつ効果的な医療提供体制を構築するために、国が確保した予算を効率的に活用することが必要であり、地域の実情に応じて有効に利用できるよう柔軟な仕組みにするとともに、国による財政支援の強化が必要である。
- 県計画の事業効果を十分に得るためには、事業費が要望額どおりに配分されるとともに、早期に内示されることが必要である。

<参考>

○ 地域医療介護総合確保基金を活用した事業（医療分）

【区分Ⅰ-1】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業
- ・医療介護連携体制整備事業 等

【区分Ⅰ-2】地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

- ・病床機能再編支援事業

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業

- ・糖尿病等の生活習慣病に係る医療連携の推進に関する事業
- ・かかりつけ医認定事業 等

【区分Ⅳ】医療従事者の確保に関する事業

- ・地域医療支援センターの運営
- ・岡山大学及び川崎医科大学への寄附講座の設置
- ・看護師等養成所運営費補助事業 等

【区分Ⅵ】勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

- ・地域医療勤務環境改善体制整備事業

○ 地域医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）の内示時期

令和元(2019)年度	11月18日
令和2(2020)年度	9月29日
令和3(2021)年度	8月10日
令和4(2022)年度	8月5日

## 【提案事項】

### (2) 医療施設の耐震化の促進

医療施設の耐震化をさらに促進するため、医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額を引き上げること。

### （提案の理由）

#### 現 状

- 現行の医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額は、従前の医療施設耐震化臨時特例基金に比べて著しく低いことなどから、医療施設の耐震化を促進する制度となっていない。

#### 課 題

- 医療施設の耐震化整備を促進するために、医療提供体制施設整備交付金の補助基準額の引上げ等を行う必要がある。

#### <参考>

- 本県の病院の耐震化率（令和4(2022)年9月1日）
  - ※全国平均の耐震化率は令和3(2021)年9月1日時点
    - ・病院全体 76.9%（全国平均 78.7%）
    - ・災害拠点病院及び救命救急センター 90.9%（全国平均 94.6%）
- 医療提供体制施設整備交付金と医療施設耐震化臨時特例基金（平成21(2009)年度～平成28(2016)年度）との比較

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療提供体制施設整備交付金	Is値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等	基準面積・基準単価 2,300㎡×209,400円	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	1 / 2
	Is値が0.3未満の建物を有する病院			

※令和4(2022)年度に基準単価の引上げあり（+2,900円（206,500円→209,400円））

（参考）

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療施設耐震化臨時特例基金	災害拠点病院 救命救急センター	基準面積・基準単価 8,635㎡×276,000円	同 上	同上
※平成28(2016)年度まで	二次救急医療機関	基準面積・基準単価 8,635㎡×165,000円		

## 【提案事項】

### (3) 専門研修プログラムにおける適切な募集定員の設定

2024 年度以降の専門研修プログラムの専攻医募集定員に係る都道府県別、診療科別シーリングについて、それぞれの地域で理解されるものとするため、シーリングによる専門医集中の改善状況を検証したうえで、実効性のある制度となるよう、シーリング制度自体の是非も含めた不断の見直しを行うこと。現行制度を継続するのであれば、その実施に当たっては、地域医療確保のために地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるものとする。

## (提案の理由)

### 現 状

- 全国的な医師の偏在や診療科の偏在を是正するため、日本専門医機構が行う専攻医募集において、2020 年度から都道府県別・診療科別のシーリングが設定されているが、2023 年度募集のシーリングにおいては、本県では5 診療科が対象とされた。
- 当該シーリングに関しては、これまで、地域卒卒業医師等をシーリング枠外として扱うことや平均採用数が少数である診療科をシーリング対象外とすることなど一定の緩和がなされたが、地域卒卒業医師等については、医師少数区域等で研修を行う予定の者のみに限定されたことや、シーリングを緩和するための専門研修連携プログラムを設定する際に必要となる研修の対象地域が限られるなど、地域の医療関係者の理解は十分得られていない。

### 課 題

- 本県の大学等で実施する専門研修プログラムは、専攻医がへき地や連携施設を一定期間ローテーションしながら研修を行うもので、県内はもとより中四国エリアに及ぶ地域の医療に貢献しているところ。また、専門医の資格取得後も、大学等から多数の医師が県内外の関連施設へ派遣され、医師偏在や診療科偏在の是正に一定の貢献をしている実情がある。
- 専門研修連携プログラムを設定するための前提条件となる地域貢献率の算出にあたっては、シーリング対象外の都道府県での研修期間に加え、県内の医師少数区域等での研修期間も考慮することとされているが、県内には医師少数区域以外にもへき地など医師不足地域があることから、そうした医師不足地域での研修期間も対象として考慮するよう、地域の実情に応じた弾力的な運用を認める必要がある。
- 地域卒卒業医師等が医師少数区域等で就業する期間については、国の指針において当該医師のキャリア形成に配慮した上で設定することとされており、専門研修を実施する期間においても医師少数区域等での研修実施を求めるのは、指針と合致していない。また、指導医不足等の理由により、医師少数区域等で十分な研修を実施できない診療科もあることから、一定の配慮が必要である。

<参考>

【2023年度シーリング（日本専門医機構決定）】

	内科	小児科	精神科	放射線科	麻酔科
シーリング数 ※ 1	55	14	10	9	14
連携プログラム数 ※ 2	7	0	1	0	3
うち都道府県限定分 ※ 3	2	0	1	0	2
新設 特別地域連携プログラム ※ 4	6	0	2	0	6
計	<b>68</b>	<b>14</b>	<b>13</b>	<b>9</b>	<b>23</b>

※ 1 過去の採用実績に基づき算出された定員（シーリング）

※ 2 シーリング対象外の都道府県の施設において1年6か月以上の専門研修を行える場合に募集可能

※ 3 充足率が0.8以下の都道府県の施設において1年6か月以上の専門研修を行える場合に募集可能

※ 4 充足率が0.7以下の都道府県のうち、医師少数区域にある施設において1年以上の専門研修を行える場合に募集可能

【（参考）過去4年採用実績】

	内科	小児科	精神科	放射線科	麻酔科	耳鼻咽喉科	脳神経外科
2022年度採用数 ※ 5	62	8	11	9	14	6	6
2021年度採用数 ※ 5	58	10	7	8	11	4	11
2020年度採用数 ※ 5	59	5	11	4	11	4	14
2019年度採用数	61	14	13	6	18	7	4

※ 5 シーリング対象外となった地域枠、自治医師除く

※ 6 過去のシーリング対象科

※ 6

## 【提案事項】

### (4) 臨床研修医の募集定員に係る適切な都道府県別上限の設定

臨床研修医の都道府県別募集定員上限設定に当たっては、地域の現状に配慮した上で算定を行うとともに、大幅な削減など現状を大きく変更しようとするときは事前に都道府県と十分に調整すること。また、地域医療の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。

## (提案の理由)

### 現 状

- 国が定める臨床研修医の都道府県別募集定員上限について、令和3(2021)年度分から算定方法が変更され、本県の上限は前年までの水準から大幅に削減(令和3(2021)年度194人(前年比△65人))された。
- 当該令和3(2021)年度上限の範囲内での臨床研修病院の定員設定においては、令和2(2020)年2月以降、県医療対策協議会や臨床研修病院会議で関係者の意見集約を図ったが、前年比で大幅に削減された本県の定員上限に対する強い反対意見や、県内外の地域医療を支えている医育機関の特殊性・重要性に配慮すべきとの主張があり、調整は難航した。
- 令和4(2022)年度分から、国から募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る都道府県については、減少率が全体の募集定員上限の減少率となるまで加算可能となった変更点が示され、令和6(2024)年度の本県の上限は、197人とされた。

### 課 題

- 令和5(2023)年度の募集定員とマッチ数の比較において、本県はマッチ率91%と余剰がない状態である。現在の仕組みは、募集定員上限は前年度から増加することはないものとなっているが、中四国地方で定員上限が増加し、病院の希望どおりに定員を配分してもなお余剰が発生する県があり、そうした余剰分を定員が不足している本県等へ移行できる仕組みを作るなど、より弾力的なものにする必要がある。
- 本県の大学病院等の臨床研修医は、研修中やその修了後において、県内外の関連施設へ派遣され、隣接する広島県の東部地域をはじめ、中四国エリアの地域医療を支えている実情がある。そうした医育機関、臨床研修病院及び地域の医療機関等における医師の育成・確保の流れを激変させることは、医師の働き方改革への対応が進む状況下において、隣県をはじめとする中四国エリア全体の地域医療に多大な影響を及ぼす。同じ地方エリア内の同規模県の間において、一方の県の一部地域の医療を他方の県の医師が担っている等の実情がある場合は、両県の協議により定員の移行を可能とするなど、エリア内における医師の地域偏在を助長しないよう留意しつつ、地域医療の実情に配慮した適切な激変緩和措置が必要である。

## 【提案事項】

- (5) 医療施設等運営費補助金（へき地医療拠点病院運営事業）の拡充  
へき地医療拠点病院運営事業に係る所要額を確保するとともに、国の補助率を引き上げること。 **新規**  
また、へき地医療拠点病院が、へき地診療所等へ医師派遣を行う場合、その運営費について、医療施設等運営費補助金の対象となっているが、へき地診療所へ医師派遣を行っている地域の病院に対して派遣を行った場合も対象となるよう制度を拡充すること。

### （提案の理由）

#### 現状

- へき地医療拠点病院が、へき地診療所等へ医師派遣を行う場合、その運営費について、医療施設等運営費補助金の対象となっている。
- 県内9施設あるへき地医療拠点病院が、医師派遣の要望があったへき地診療所に対して派遣を行っているが、島しょ部などの遠方のへき地診療所へ派遣する場合、移動時間を多く要しており、へき地医療拠点病院の負担が大きくなっている。
- へき地診療所への医師派遣は、へき地医療拠点病院以外にも地域の病院から行われている場合もあるため、そういった地域の病院に対してへき地医療拠点病院から医師派遣を行うことで、へき地診療所の医師確保を図ることが考えられるが、その運営費については補助金の対象にはなっていない。
- 上記の遠方への医師派遣の負担や、補助金の対象について、県医療対策協議会やへき地医療拠点病院連絡協議会においても、関係者からその改善について要望されているところである。
- 国のへき地保健医療対策検討会が平成27(2015)年3月に出した報告書の中でも、常勤医師の確保が極めて困難になりつつある、へき地診療所の医師確保の対応策として、「循環型で複数の医師を派遣していく体制を整備する」ことなどが挙げられているところである。

#### 課題

- へき地医療拠点病院運営事業の補助率は、国1/2、県1/2だが、へき地診療所への派遣増加に伴う補助金額の増加に対して、県予算の継続的な確保が懸念されるところであり、所要額を確保するとともに、国の補助率の引き上げが必要である。
- 医師の働き方改革が進む状況で、十分な医師確保が図られないおそれがあるなか、限られた医療資源を有効に活用するため、へき地診療所への医師派遣をより効率的なものにする必要がある。○ へき地医療拠点病院が、直接へき地診療所へ派遣する場合から、地域の病院へ医師派遣を行い、地域の病院からへき地診療所へ医師派遣を行う場合に変更した場合、補助金の対象外となり、へき地医療拠点病院の財政負担が生じる。
- 直接、へき地診療所へ医師派遣する場合と同様に補助金の対象とすることで、効率的な医師派遣に取り組みやすくする必要がある。

#### <参考>

- へき地関連施設数

へき地医療拠点病院 9  
へき地診療所 50

○ へき地診療所からの医師派遣要望数  
(日)

R 3	R 4	R 5
1,045	1,395	1,536

## 14 高齢者支援対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業者の参入インセンティブを高めるなどの抜本的な対策を講じること。

なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。

### （提案の理由）

#### 現状

- 地域包括ケアシステムを構築するためには、中重度の要介護者等を支える在宅サービスが必要であるが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、夜間・早朝・深夜における訪問看護・訪問介護等は、中山間地域等を抱える地方では、高齢化とともに過疎化が進行し、事業者の参入や事業継続が困難となっている。

#### 課題

- 人口減少や過疎化に伴って、今後、介護サービスの提供が難しくなることが見込まれる地域において地域包括ケアシステムを構築するためには、サービスや介護報酬を含め、抜本的な対策を講じることにより、事業者の参入促進等を図る必要がある。

### <参考>

#### 【参考1】市町村別指定事業所数（R5.4.1）

サービス種別	指定市町村及び事業者数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	岡山市(13)、倉敷市(7)、玉野市(1) 計21
看護小規模多機能型居宅介護	岡山市(5)、倉敷市(6)、玉野市(1)、瀬戸内市(2)、浅口市(1)、 <u>高梁市(1)</u> 、 <u>真庭市(2)</u> 、 <u>鏡野町(1)</u> 計19 ※ 下線は中山間地域
夜間対応型訪問介護	無し

#### 【参考2】中山間地域における年度別の訪問介護事業所の廃止数

年度	2017(H29)	2018(H30)	2019(R元)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
廃止件数	5事業所	6事業所	9事業所	5事業所	4事業所	5事業所

主な廃止理由：経営合理化、人材不足、事業所の統廃合、利用者の減少等

## 15 子宮頸がん予防

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

子宮頸がんの予防については、HPVワクチンの接種と若い世代のがん検診の受診の促進をあわせて行うことが効果的である。

8年間以上に及ぶHPVワクチンの積極的接種勧奨の中断により、ワクチンに関する正確な情報が行き届いていないことから、接種率が一刻も早く回復するよう、国においては、ワクチンに関する正しい知識についての情報提供を充実させること。

あわせて、HPVは主に性的接触で男女を問わず繰り返し感染するウイルスであることから、男性に対する定期接種についても速やかに検討を進め、結論を出すこと。 **新規**

また、HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応については、キャッチアップ接種に関する情報提供に加えて、接種年齢等の影響によりワクチンの効果が限定的であることも考慮し、がんの早期発見・早期治療に繋がるよう、子宮頸がん検診の受診率向上に向けた情報提供を充実させること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 現在、国内では年間約1万人が子宮頸がん罹患し、約3千人が死亡しており、特に若い世代を中心に罹患率が増加している状況にある。
- 子宮頸がんの予防については、県では、医療関係者等と連携して、子宮頸がんの検診の受診促進と、HPVワクチンが定期接種であることや、その効果とリスク等を盛り込んだ独自のリーフレットを作成し、市町村、学校等を通じて対象者等に配布するなど、正しい知識の普及に積極的に取り組んでいる。
- HPVワクチンについて、現在では100カ国以上で公的な予防接種が行われており、先進国では接種率が高い国が多く、イギリスやオーストラリアでは約8割となっている。
- 2020年11月にWHOはHPVワクチンの接種率を2030年までに15歳以下の女子の90%にまで高めることを盛り込んだ目標を設定した。
- 2021年11月26日付けの国の通知により、2013年6月からHPVワクチンの積極的接種勧奨を差し控えている状態は終了したが、HPVワクチンに関する正しい知識が十分に浸透していない。
- 予防接種法施行令の改正により、令和4(2022)年4月から、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年度から平成17(2005)年度生まれまでの女子がキャッチアップ接種の対象となった。
- 2022年8月の国審議会において、4価HPVワクチンを男性に対する定期接種として位置付けることについて、有効性や費用対効果などを評価・検討することとなった。
- 2023年4月から、新たに9価HPVワクチンが定期接種に追加されることとなった。

## 課題

- HPVワクチンについて、接種対象者等に、定期接種であることやエビデンスに基づいた効果やリスクなどの正しい知識が十分に届いていない。
- 8年以上、国が積極的勧奨を控えていたことにより、諸外国と比べ、接種率が未だ低い状況となっている。
- HPVは主に性的接触で男女を問わず繰り返し感染するウイルスであるが、HPVワクチンの男性に対する定期接種が実現しておらず、HPV感染の予防が効果的に行えていない。
- 20歳代の子宮頸がん検診受診率が伸び悩んでいる。

## 16 受動喫煙防止対策の強化

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

望まない受動喫煙の防止を図るため、令和2(2020)年4月から全面施行された健康増進法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)について、その内容についてより一層の理解が進むよう、引き続き国において国民や施設の管理者等への周知徹底を図るとともに、必要な財源確保を行うこと。

また、特例措置により改正法の適用が猶予され、屋内の全部又は一部で喫煙が認められた小規模な既存飲食店について、適用が進むよう必要な検討を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 改正法は令和2(2020)年4月に全面施行された。
- 改正法では、多数の者が利用する建物内を罰則付きで原則禁煙とする一方、施設の類型に応じ、一定条件下で喫煙場所・喫煙専用室等の設置が認められている。
- また、特例措置として、客席面積が100㎡以下で個人等が経営する小規模な既存飲食店については、喫煙専用室等の設置が事業継続に与える影響に配慮し、屋内の全部を喫煙可とすること等も認められている。
- 本県では、受動喫煙による健康被害に関する県民の理解を深め、受動喫煙の防止に向けた取組を進めるため、岡山県受動喫煙防止条例を制定し、令和2(2020)年10月に全面施行している。
- 国では、受動喫煙防止に関する普及啓発や飲食店等における喫煙専用室等の整備に取り組んでいるが、そのための予算は漸減傾向にある。
- 国では、改正法施行後5年の見直しに向けた多数の者が利用する施設の喫煙環境の実態把握や、たばこ対策に関する世論調査を行っているが、検討は行われていない。

#### 課題

- 改正法は全面施行となったが、施設の類型ごとに例外的に認められる、喫煙場所・喫煙専用室等の設置基準等を定めた政省令についての令和4(2022)年度の認知の割合は、概ね増加したがまだ十分とはいえないため、引き続き国民や施設の管理者等への理解をより一層進める必要がある。
- 特例措置により改正法の適用が猶予された小規模な既存飲食店については、その従業員が受動喫煙にさらされるおそれがあるが、その終期は示されていない。

## 17 福祉・介護人材の確保

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の処遇改善策を講じること。

特に、介護報酬については、給与水準の引上げにつながるよう、処遇改善加算を一層拡充するなどの対策を引き続き実施すること。

### (提案の理由)

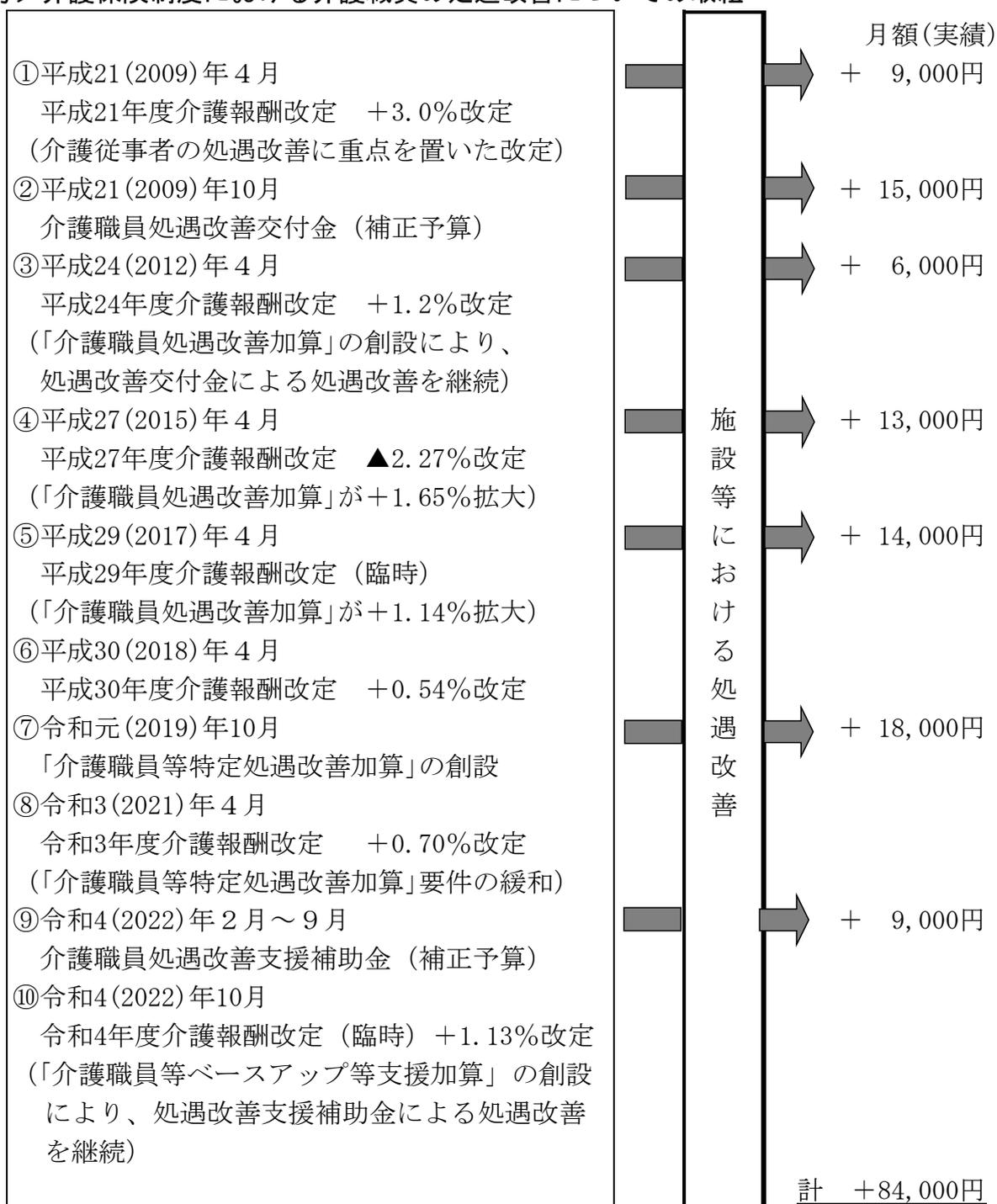
#### 現 状

- 福祉・介護職員については、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、処遇改善事業の実施等により処遇改善が図られてきたが、給与水準や労働環境の厳しさから求人に対する希望者が少なく、県内の有効求人倍率(令和4(2022)年度平均値)は4.20倍と全職種の1.55倍を大きく上回っており、質の高い人材を確保することが困難となっている。
- また、県の介護職員の需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に利用が見込まれる介護サービスを提供するためには約3万7千人が必要となり、今後の生産年齢人口の減少等を踏まえると約1千5百人不足すると見込まれている。(「第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」)
- こうした状況を踏まえ、県では、福祉介護魅力発信アンバサダーによるSNS等での情報発信を通じたイメージアップやPR、就労促進を図るための看護学生の訪問看護体験事業などの実施、業務の効率化等を目的とした介護ロボットやICTの導入支援など、人材確保等に向けた各種取組を行っている。
- 国においても、平成21(2009)年度以降、介護保険制度での介護職員の処遇改善の取組を進めており、合計すれば月額8万4千円相当の給与改善が行われているが、令和4年の国調査では、訪問介護従事者及び介護職員(医療・福祉施設等)の賞与込み給与の全国平均は約29.3万円と、全産業平均の約36.1万円に比べ約6.8万円低くなっている。(厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」)
- 介護老人福祉施設等においては、医療的ケアの必要な入所者の増加や感染症への対応など、看護職の必要性や重要性が増しているが、介護現場における看護職は処遇改善加算の対象外となっている。

#### 課 題

- 将来に向けて、福祉・介護現場における人材の需給ギャップを埋めていくためには、地方において、関係する機関や事業所・団体が連携・協働しながら、実情に即した施策を効率的かつ効果的に実施することはもとより、国においても、給与水準の引上げ等の処遇改善や生産性向上に関する効果的な事業の実施など、更なる取組の推進が求められる。

<参考>介護保険制度における介護職員の処遇改善についての取組



【令和4(2022)年度の処遇改善】

1 介護職員処遇改善支援補助金

令和4年2月から9月までの間、介護サービス事業所等で働く介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9千円)引き上げるための措置を実施

(コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定))

2 介護職員等ベースアップ等支援加算

令和4年10月以降についても、処遇改善支援補助金による処遇改善が継続されるよう、臨時の介護報酬改定を行い、介護職員の収入を3%程度(月額9千円)引き上げるための新加算を創設

## 18 ハンセン病問題対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

ハンセン病患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消に努めるとともに、社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。

また、ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むとともに、ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。

### （提案の理由）

#### 現状

- 県内にはハンセン病療養所として長島愛生園、邑久光明園の2施設があり、合わせて158名（令和5（2023）年3月1日現在）の入所者が生活しており、県は、偏見・差別の解消のための普及啓発事業や療養所全体としての社会復帰を推進する事業を実施している。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において両園の将来構想が策定され、その実現に向けて関係者が連携して取り組んでいる。
- 両園に残されている過去の文献等は歴史の教訓とするべき貴重な資料であり、県では、収集した資料を取りまとめた資料集「長島は語る」を刊行するなど、残された資料を後世につなぐ努力をしている。平成31（2019）年3月には、両園の建造物10件（長島愛生園5件、邑久光明園5件）が国の登録有形文化財に登録された。

#### 課題

- ハンセン病患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消が実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において両園の将来構想が策定されたが、その実現に向けては国の支援が不可欠である。
- 両園に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等を適切に保全していく必要がある。

## 19 少子化対策・子育て支援の推進

提案先省庁	こども家庭庁
-------	--------

### 【提案事項】

#### (1) 少子化対策の推進

若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにするためには、安定した雇用や所得に加え、社会全体で子育てを支援する仕組みが重要であることから、経済的支援や仕事と育児の両立支援など、子育て関連施策をはじめとした幅広い少子化対策を着実に推進するとともに、その財源の安定確保を図ること。

また、少子化対策の多くは地方自治体が担っていることから、地域のニーズに応じてきめ細かな施策を継続的に展開できるよう、柔軟に活用できる長期的な財政措置を講じること。 **新規**

#### (提案の理由)

##### 現状

- 令和4(2022)年の全国の出生数は80万人を割り込み、想定より早いペースで少子化が進んでいると言われている。  
本県の令和4(2022)年の状況として、合計特殊出生率1.39は全国(1.26)より高いものの前年より低下しており、また、婚姻数は前年と同数(7,399件)であるものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、出生数は5.6%減(12,371人)となった。
- 国においては、子育てに係る経済的支援の強化や保育サービスの拡充、働き方改革の推進等についての各種施策を盛り込んだ「子ども未来戦略方針」の素案が6月1日に示され、同月中にまとめる「経済財政運営と改革の基本方針2023」に反映されることとなったが、具体的な財源確保策については、年末までに結論を得るとされたところである。  
なお、令和元(2019)年度の日本の子ども関連予算(家族関係社会支出)はGDP比1.73%であり、欧州諸国の2~3%台に比べ少ないことが指摘されている。
- 10年以上にわたる取組により、高い合計特殊出生率を維持している本県奈義町の例に見られるように、少子化対策においては、それぞれの地域のニーズに応じて、結婚から、妊娠・出産、子育てまで切れ目のない、きめ細かな支援に継続的に取り組むことが重要である。

##### 課題

- 子育てにかかる費用負担や不安定な雇用・所得、家事・育児の負担感など、少子化の要因は複雑に絡み合っており、その解決に向けては、国による全国一律の経済的支援など、幅広い少子化対策の着実な実施が求められる。
- 地域のニーズに応じた効果的な取組を行えるよう、県や市町村への国による財政的支援が必要である。
- 結婚支援や子育て支援は、すぐに成果が現れるものではないため、長期的な視点にたった継続的な取組が必要である。

## 【提案事項】

### (2) 保育士の処遇改善等の推進

- ① 保育士の確保を図るため、更なる処遇改善策を講じること。
- ② 公定価格上の保育士の人件費が実際の給与に適切に反映されるよう、公定価格に対応した経験年数や役職ごとの保育士の給与水準等を明確に示すこと。
- ③ 充実した保育サービスの提供と保育士の負担軽減を図るため、保育士を充実して配置した場合の公定価格における加算措置の拡充を図ること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 本県の待機児童数は、着実に減少しているが、依然として、保育士の配置ができないことを要因とした待機児童が存在しており、慢性的な保育士不足の状況にある。  
また、障害児や医療的ケア児の受入など保育ニーズが多様化し、専門的な知識を持つ質の高い保育士や、保育所での不慮の事故を防ぐための手厚い保育士の配置も求められている。
- 国は、令和4(2022)年2月から保育士等の収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための処遇改善特例措置を実施し、同年10月からは当該措置を給付費の加算として恒久化した。が、国の公定価格評価検討委員会では、この措置を行っても、なお全産業の平均賃金と比較して、保育士の賃金水準は低い状況にあるとしている。
- こうした状況から、保育士確保のために、独自の人件費の上乗せ補助を行う自治体があり、独自補助を設けることができない自治体は保育士の確保が難しくなっている。
- 公定価格上の保育士の人件費は、国家公務員の福祉職給料表をもとに積算されており、国家公務員の給与改定に連動した引上げが行われているが、民間保育所における給与は、必ずしもこれに準拠しておらず、昇給や各種手当の支給、前歴換算等の取扱いについても、各事業者の判断に委ねられている。このため、公定価格上想定されている人件費と実際の保育士の人件費にかい離が生じ、処遇改善が進まない要因の一つとなっている。
- 県が実施する保育所の指導監査では、給与に関しては当該法人の給与規程どおりに支給されていることの確認は行っているが、給与水準については、判断基準や指導根拠が明確でないため、十分な指導・助言を行うことは困難である。
- 保育士の配置については、国の基準により定められた人数が公定価格へ反映されており、基準以上の配置を行う場合は、現在、3歳児について、20人に保育士1人の配置基準を15人に1人に充実した場合についてのみ改善加算が措置されている。また、国は、早ければ令和6(2024)年度から、新たに1歳児及び4、5歳児についても、国の配置基準を上回る保育士を配置した場合に加算する旨の方針を示している。

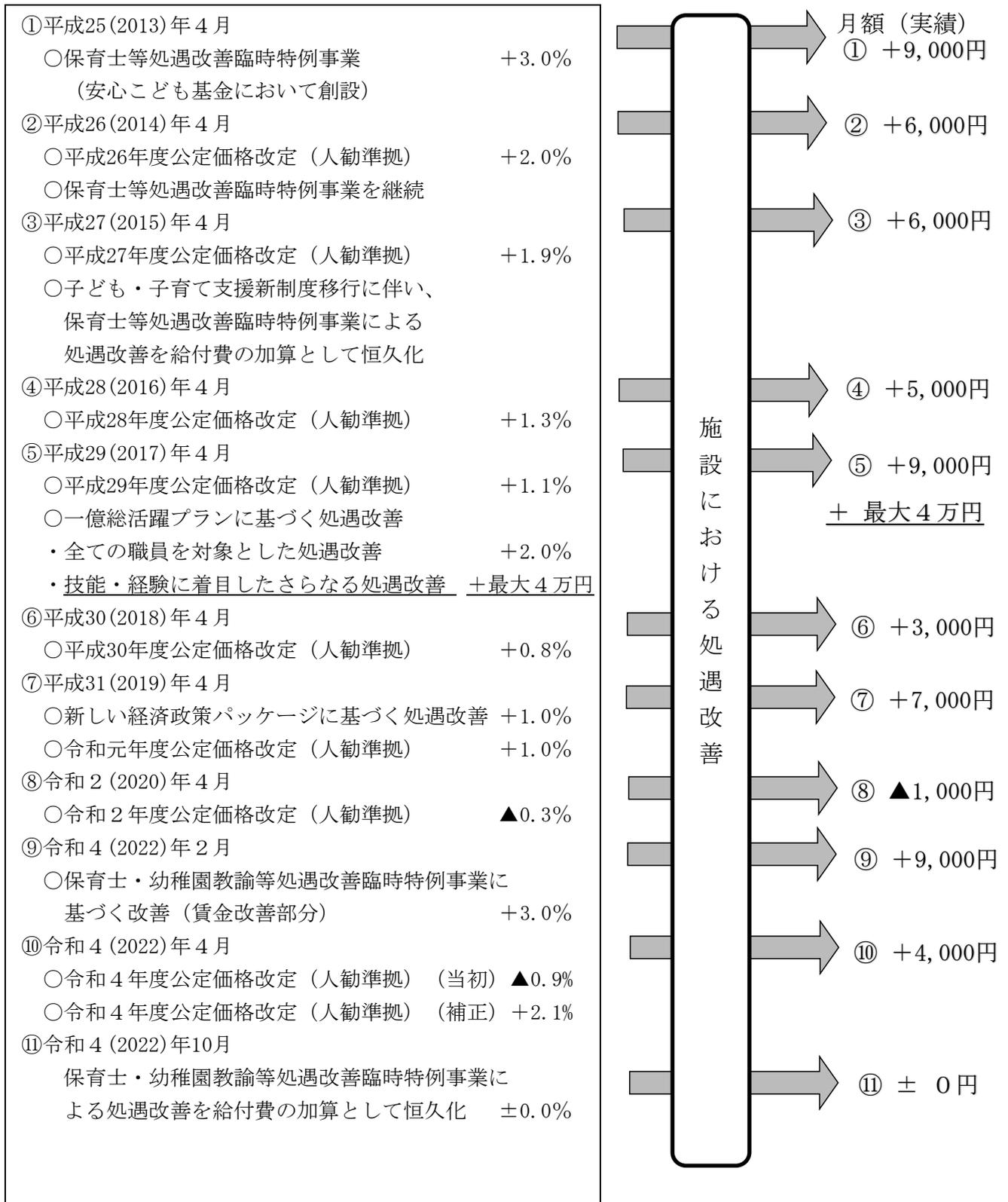
#### 課題

- これまでの国の処遇改善を踏まえても、依然として保育士の給与水準は他の産業と

比べて低い状況にあることから、保育士不足を解消するためには、更なる処遇改善が必要である。

- 全ての市町村で適切な保育サービスが提供されるために、自治体の財政力によって、保育士の確保が左右されることがないように、国において、一律に保育士の賃金水準を上げる処遇改善が行われる必要がある。
- 保育所ごとに異なる給与水準について、県が指導監査において事業者に指導・助言するための根拠が存在しないことから、公定価格上の処遇改善を実効性あるものとするためには、保育所職員に適用する給料表のモデルなど、給与水準設定の目安を明確にする必要がある。
- 質の高い充実した保育サービスの提供や保育士の負担軽減を図る上で、保育士の充実配置は有効である一方、現状の加算措置は、基準以上の配置を進める上で十分とは言えない。

19 少子化対策・子育て支援の推進



①～⑪ 計 +57,000円  
+最大4万円

※公定価格は、平成26(2014)年度は旧保育所運営費の保育単価、  
27(2015)年度以降は施設型給付費の公定価格を指す。

- これまでの取組により、保育所に支弁される施設型給付費の公定価格上は、合計すれば月額5万7千円（最大9万7千円）の給与改善になっていると推定。

## 20 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進

提案先省庁	こども家庭庁、法務省
-------	------------

### 【提案事項】

#### (1) 養育費確保に向けた仕組みの構築

離婚後も親として経済的な責任を果たし、子どもの生活を支えることは、子どもの成長に不可欠であることから、離婚時における養育費の取決めの義務化や取り決められた内容の履行を確保するための制度導入など、養育費が確実に支払われる仕組みを構築すること。

#### (提案の理由)

##### 現状

- 令和3(2021)年度全国ひとり親世帯等調査では、母子家庭における養育費の取決め率は約47%、受給率は約28%と低い状況にある。
- 平成23(2011)年の民法改正により、父母が離婚の際に定めるべき事項として、養育費の分担が明示され(民法第766条第1項)、離婚届書に養育費取決めの有無をチェックする欄が追加されたが、そのチェック率は約65%にとどまっている。
- 国は、令和2(2020)年に「法務省養育費不払い解消に向けた検討会議」を開催し、養育費確保に向けた制度の見直し等を検討し、同年12月にそのとりまとめが法務大臣に提出された。
- また、令和3(2021)年に法務大臣の諮問機関である法制審議会に家族法制部会が設置され、養育費を含む、離婚及びこれに関連する制度について見直しの議論が行われており、令和4(2022)年度には、家族法制の見直しに関する中間試案がとりまとめられ、パブリックコメントを実施した。
- 県では、市町村窓口(戸籍、相談)担当者を対象とした研修会や、養育費取決め等のためにひとり親が家庭裁判所等を訪れる際の同行、市町村の戸籍と福祉の担当窓口が連携する取組への支援、公正証書等の作成に対する補助を行っている。

##### 課題

- 養育費は子どもの成長に不可欠なものであり、その請求は子どものための大切な権利であるが、その取決めは依然として低調であることから、養育費の取決めを離婚届の受理要件とする等の法令整備など実効性のある強力な仕組みづくりが必要である。

## 【提案事項】

### (2) 児童虐待防止に向けた体制強化

#### ① 児童福祉司スーパーバイザーに係る配置標準の見直し

児童相談所における児童福祉司の急激な増員に伴い、経験の浅い職員が増加することから、児童福祉司スーパーバイザーが専任で指導及び教育を行うことができるよう、配置標準を見直すとともに必要な財源措置を講じること。

#### ② 児童福祉司の配置標準の見直し

児童虐待に対応する児童福祉司一人当たりの担当ケース数が、適正な業務量となるよう配置標準を見直すとともに、市町村の体制強化のため、市町村支援児童福祉司の配置標準を少なくとも各児童相談所に1名以上にすることとし、それぞれ必要な財源措置を講じること。

併せて、施設等に入所している子どもの自立支援、親子関係再構築支援を進めるため新たに社会的養護を支援する児童福祉司を各児童相談所に1名以上配置するとともに、里子・里親への支援の充実を図るため、里親養育支援児童福祉司を各児童相談所に2名以上配置することとし、それぞれ必要な財源措置を講じること。 **新規**

## (提案の理由)

### 現状

- 現行の児童福祉法施行令に定める児童福祉司スーパーバイザーの配置標準は、児童福祉司の数の内数とされており、新プランにおける児童福祉司スーパーバイザーの増員も、児童福祉司の増員の内数とされている。
- 児童福祉司の配置標準については、児童福祉司一人当たり業務量が、40ケース相当となるよう児童福祉司の配置数を人口3万人に1人以上とされており、また、市町村支援児童福祉司については、各都道府県の管内30市町村につき1名とすることが児童福祉法施行令で規定されている。また、里親養育支援児童福祉司の配置標準については、児童福祉法施行令に、当該都道府県が設置する児童相談所の数と規定されているが、社会的養護を支援する児童福祉司の規定は設けられていない。

### 課題

- 経験の浅い職員の増加により、児童福祉司スーパーバイザーの役割は増々重要なものとなっており、指導及び教育に集中できる専任体制を整える必要がある。
- 県では、配置標準に対応し、すでに児童福祉司を人口3万人に1人配置しているが、児童福祉司一人当たり業務量は75.7ケース（令和4(2022)年6月1日現在）となっている。また、地域で必要な支援を行う市町村の後方支援のニーズも高まっているが、現在の市町村支援児童福祉司の配置標準では、本県では1名しか配置できないため、支援が十分に行えていない現状があり、配置標準の見直しと財源措置が必要である。

さらに、施設等に入所している子どもの自立支援、親子関係再構築支援等のニーズは高まっているが、児童福祉司の業務量が多く、兼務で行うことは困難である。里親養育支援児童福祉司についても、各児童相談所に1名配置し、里親委託推進に取り組んでいるが、支援すべき登録里親数、委託している子どもの数は増加しており、里親養育支援児童福祉司を増やし、支援体制を充実させていく必要がある。

## 【提案事項】

### (3) 里親等委託の推進

- ① 家庭養育推進の受け皿となる里親を確保するため、育児休業制度の対象を養育里親まで拡大すること。
- ② ファミリーホームの安定的な運営を確保するため、事務費の支弁方法を現員払いから、児童養護施設等と同様の定員払いに見直すこと。

## (提案の理由)

### 現 状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、虐待等により家庭での養育が困難な場合は、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームによる養育を推進することとされ、岡山県社会的養育推進計画に掲げる里親等委託率（令和11年度までに47%）の達成に向け、受け皿となる里親の確保やファミリーホームの体制整備を図っていく必要がある。
- 平成28(2016)年の育児・介護休業法改正により、特別養子縁組の監護期間にある子、養子縁組里親に委託されている子等の養親まで対象が拡大されたが、養育里親は対象とされていない。
- ファミリーホームの事務費支弁額は、開設後6か月は定員払いとされているが、その後は現員払いとなる。これに対し、児童養護施設等の事務費支弁額は、常に定員払いとされている。

### 課 題

- 育児休業が認められない中、特に里親が共働きの場合などは、養育の選択肢が狭められることになり、里親養育の積極的な推進とともに里親による子育てを社会全体で支援していく必要がある。
- ファミリーホームについては、委託人数にかかわらず養育者の確保が必要であることから、現状の現員払いでは安定的な運営に支障が生じている。

## 【提案事項】

### (4) 児童養護施設等の機能強化

- ① 児童養護施設の暫定定員の設定における算定対象に、子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用実績も含めること。
- ② 児童保護措置費の教育費について、学校外でのスポーツや文化的活動に要する費用も対象とすること。
- ③ 被虐待経験に加えて発達障害や軽度知的障害のある児童の個別支援を担う、児童養護施設における専任職員の配置加算を創設すること。
- ④ 発達障害等を抱える入居者の増加に伴う支援機能の強化や適正な勤務体制の確保を図るため、自立援助ホームの職員配置基準を見直すとともに、必要な財源措置を講じること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 暫定定員の設定における算定対象は、入所児童と一時保護委託児童のみである。
- 児童養護施設等では、発達障害や被虐待経験を有する児童の入所が増加傾向にあるが、これらの児童の支援には、スポーツや文化的活動を通じて社会性の醸成や情緒の安定を図ることが重要であり、学習意欲の向上にもつながると考えられる。
- 令和5(2023)年4月現在、県内児童養護施設における入所児童のおよそ4人に1人が特別支援学校又は特別支援学級に在籍している。
- 自立援助ホームに係る児童保護措置費の事務費一般分保護単価については、定員6名の場合、職員配置の最低基準である2.5人分の設定となっている。

#### 課題

- 児童養護施設における入所児童数は減少傾向で、過去の入所児童数の利用実績に基づき算定する暫定定員も減少しており、暫定定員の枠内でしかショートステイの受入れができない。このため、ショートステイは家庭養育優先原則を進める上で重要な資源であり、市町村のニーズも高いものの、現状ではショートステイの受入れは年々困難になっている。
- スポーツや文化的活動については、児童の社会性の醸成や情緒の安定に大きな効果があると考えられることから、教育費に係る加算対象の拡大が必要である。
- 特別支援学校等では、行事への付添い等の施設職員の負担が大きく、現行の最低基準による職員配置や加算制度では障害のある子ども達への十分な支援を行うことが困難である。
- 自立援助ホームでは、近年、発達障害等の課題を抱える入居者の増加により必要な支援が多様化していることなどから、最低基準の職員配置では個別の支援に支障が生じるとともに、宿直業務も含めた勤務体制が確保できない。

## 21 避難所における感染防止対策への財政支援

提案先省庁	内閣府、消防庁
-------	---------

### 【提案事項】

避難所における新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染防止を図るため、パーティションなどの資機材の調達や保管スペースの確保、避難所の「3密」回避のための民間の宿泊施設等の借上げなどに対する財政的支援を講ずること。

### （提案の理由）

#### 現 状

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村は災害時の避難所における感染症の発生及び蔓延の予防対策に取り組むことが求められ、避難者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染をも防止するため、避難所という密になりやすい空間の中で、感染症の拡大防止策を徹底することが重要な課題であり、市町村は県と連携し、避難所の確保、感染症対策に取り組んでいる。
- 避難所における感染症対策として実施するマスク、消毒液等の感染症対策用物資の調達に要する経費については、令和5年度から地方交付税措置が予定されているが、具体的な対象は不明である。
- 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合においては、同法第4条第1項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する経費については、同法による国庫負担の対象である。

#### 課 題

- 市町村においては、従来の備蓄品に加えて、新型コロナウイルス感染症等の感染防止を踏まえた避難所運営に必要な物資の備蓄が求められ、平常時から備蓄品の調達や備蓄品保管スペース確保のための財政負担が増加しており、地域の特性や実情に応じた感染症対策が柔軟かつ確実に講じられるよう十分な財政支援が必要である。
- 近年、災害は頻発化しており、災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用について、財政支援が必要である。

## 22 豪雨災害の教訓を踏まえた防災力の強化

提案先省庁 内閣府、金融庁、消防庁

### 【提案事項】

- (1) 災害の激甚化に伴い、都道府県や市町村の枠を越えた広域避難が必要となるため、地域において統一的基準によるハザードマップの作成や、広域避難体制の検討が促進されるよう、国による技術的、財政的支援をさらに充実させること。
- (2) 水害・土砂災害に対する損害保険・共済の保険料について、地震保険料控除制度と同様に、所得税・住民税の所得控除の対象とすること。 新規

### (提案の理由)

#### 現 状

- 平成30年豪雨災害では、倉敷市の真備地区の氾濫域において、多くの死傷者や要救助者が発生することとなったが、ハザードマップが作成・配布されていても見ていなかったという状況や、隣接する総社市の方向に避難しなければならないが隣接市のハザードマップを持っていなかったという状況が見られた。
- 平成27年の水防法の改正により、国や都道府県は、想定し得る最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定を実施し、市町村は、この浸水想定図に応じた避難方法等を住民に周知するためのハザードマップを作成することとされた。
- 平成28年2月の内閣府による「水害に対する備えに関する世論調査」では、「自宅建物もしくは家財を対象とした水害による損害を補償する火災保険や共済に加入している」人の割合は、31.1%となっている。
- 現在の被災者への財政的支援は、被災者生活再建支援制度による300万円が上限となっているため、自宅等の再建のためには保険・共済への加入が不可欠である。
- 水害・土砂災害に係る補償は、火災保険・共済のメニューとして、加入可否を選択できる場合が多いが、保険料が高額のため、火災保険には加入していても水災補償には入らないケースが多くなっている。
- 平成18年の税制改正で平成19年分から損害保険料控除が廃止され、地震保険料のみが所得控除の対象とされたため、水災補償に係る保険料は控除の対象外となっている。

#### 課 題

- 平成の市町村合併により市町村域の面積が広大となり、災害時には浸水状況及び道路事情などにより、居住市町村の避難所には避難できず、隣接市町村に向けて避難せざるを得ない例も増えている。
- 豪雨災害の後、市町村は、印刷物の配布やインターネット等の様々な手段により、住民への周知に努めているが、市町村域を越える区域は白紙になるのが通常であり、また、市町村ごとに縮尺や表示する施設表示など作成方法が異なることから、市町村

境界周辺での避難行動を判断するためのツールとしては十分機能していない。

- 現在、国や県において、想定最大規模の浸水想定区域図が順次作成されているが、多くの市町村において、人口密集地の大部分が浸水想定区域内となり、自らの市町村内で全住民の避難所を確保することが困難なため、想定最大規模のハザードマップの作成やその説明方法に苦慮している。
- 市町村間の調整だけで広域避難体制を構築することは困難であり、国や都道府県のリーダーシップや財政的な支援が求められている。
- 現在、防災協定締結先の保険会社とともに、火災保険の水災補償への加入について積極的に県民への広報に努めているところであるが、さらなる加入促進を図るためには、所得税控除制度の導入による財政的な支援が不可欠である。

## 23 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊 日本原駐屯地等の体制の充実

提案先省庁	防衛省
-------	-----

### 【提案事項】

陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じることのないよう、体制を充実すること。

### （提案の理由）

#### 現 状

- 陸上自衛隊日本原駐屯地における第13戦車中隊の廃止などの体制改編に伴い、令和5年度末で約90名の定員減となることが示された。
- 本県において自衛隊は、平成30年7月豪雨災害において人命救助活動に取り組んでいただくとともに、給水支援、入浴支援などの様々な支援や、災害廃棄物の撤去などにより、災害復旧のために多大なご貢献をいただいたところであり、県民の自衛隊への期待や信頼、感謝の想いが高まっている。
- 日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地が所在する地元では、その存在が地元の経済・社会活動に大きく寄与しているとともに、住民と隊員・家族との交流などを通じて、地域コミュニティの活性化が図られている。
- 奈義町及び津山市にあつては、平成27(2015)年度、関係団体とともに「陸上自衛隊日本原駐屯地充実期成会」を設立して、同駐屯地の充実に向けた国への要望活動を継続して行っている。

#### 課 題

- 陸上自衛隊日本原駐屯地の体制縮小に伴い地域の防衛・警備はもとより、南海トラフ地震など本県における大規模災害への派遣や地域コミュニティの維持・活性化に影響が生じることのないよう、体制の充実について特段の配慮を求めていく必要がある。

#### <参考>

- 陸上自衛隊日本原駐屯地（奈義町） 第13特科隊など
- 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区） 第305施設隊など

## 24 岡山桃太郎空港の老朽化対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 【提案事項】

多くの方に利用され、災害時の緊急輸送拠点である岡山桃太郎空港の安全・安心を確保するため、滑走路やエプロン等の施設の老朽化対策に必要な財源を継続的に確保すること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 年間約 150 万人が利用する岡山桃太郎空港は、地震等災害時には物資や人員の緊急輸送拠点として位置づけられている。
- 県民や近隣エリアの方々に、より一層利用され持続的に発展するよう、令和 22(2040)年頃を見据え策定した「空港づくり基本構想」の管理運営戦略において、緊急輸送拠点としての機能を確保するため、老朽化対策に適切に取り組むこととしている。
- 滑走路やエプロン等の施設については、昭和 63(1988)年の開港以来 35 年が経過していることから、滑走路等の定期的な点検等により劣化・損傷の程度を把握するとともに、老朽化が進行している施設については、航空機の安全運航のため計画的な更新・改良が必要である。

#### 課 題

- 平成 30 年 7 月豪雨による多大な被害や東日本大震災の経験を踏まえ、空港は、防災上においても重要な公共施設として機能を維持し、安定的に運用することが重要であるが、老朽化対策を実施するにあたり大きな財政負担が生じている。

### <参考> 国の航空局予算の推移

(単位：億円)

年 度	R 2 (2020)年度	R 3 (2021)年度	R 4 (2022)年度	R 5 (2023)年度
空港整備勘定	6,623	3,919	3,896	3,942
一般空港等 ※	1,153	827	896	919
うち岡山桃太郎 空港分	1.45	1.94	0.28	0.39

※一般空港等…ターミナル地域の機能強化、空港の老朽化対策等

## 25 岡南飛行場の施設整備の推進

提案先省庁

総務省、国土交通省

### 【提案事項】

岡南飛行場について、航空業界の課題となっている操縦士の養成に活用されていることを踏まえ、将来にわたって空港機能を維持するため、滑走路等の施設整備について、空港整備補助事業の対象とすること。

また、公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の対象とすること。

新規

### （提案の理由）

#### 現状

- 岡南飛行場は、岡山桃太郎空港との機能分離のもと、定期便発着の影響を受けない小型航空機専用の飛行場として、県民の安全安心に不可欠な公用ヘリコプター2機（県警ヘリ、岡山市消防ヘリ）の基地のほか、小型機やヘリによる飛行訓練、航空測量、取材飛行、整備拠点など幅広い用途に活用されており、中四国唯一の小型航空機の拠点空港としての役割を果たしている。
- 操縦士については、今後の需要予測に対して、現役の一斉大量退職などによる人材不足が見込まれており、養成・確保が極めて重要な課題となっている。岡南飛行場は、法政大学などにより事業用免許取得のための訓練に活用されており、人材養成・確保の観点から航空ネットワークの維持に大いに貢献する空港である。
- 滑走路やエプロン等の施設については、昭和37(1962)年の開港以来61年が経過していることから、滑走路等の定期的な点検等により劣化・損傷の程度を把握するとともに、老朽化が進行している施設については、航空機の安全運航のため計画的な更新・改良が必要である。
- 航空法施行規則の改正により、滑走路端安全区域（RESA）の整備が必要であるが、短期間に多額の費用を要することから、地方単独予算による対応は大きな負担となる。
- 令和4(2022)年度から、公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の対象に、空港施設が追加され地方単独事業も対象となったが、国庫補助の対象とならない空港は当該起債事業の対象外とされ活用することができない。

#### 課題

- ゼネラルアビエーション空港であるため、空港整備補助事業の対象外とされており、施設整備にあたり大きな財政負担が生じていることから、計画的な施設整備や適正管理に支障を来す恐れがある。

※ゼネラルアビエーション空港に係る補助制度については、平成18(2006)年度末をもって廃止。

## 26 国営造成施設の安全性確保と国営事業の推進

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

### 【提案事項】

- (1) 県内に存する国営造成施設について、早急に耐震性調査を進めるとともに、老朽化が進行している施設の効率的かつ最適な規模での長寿命化対策を検討すること。
- (2) 児島湾締切堤防の耐震工事（児島湾沿岸地区）をはじめ、現在実施中の国営事業の早期効果発現に向けて、事業進度の加速化を図ること。

### （提案の理由）

#### 現状

- 県内の国営造成施設は、建設時の耐震設計基準に基づき建設され、一定の耐震性を有しているが、今後発生が予測される最大規模の地震が発生した場合は、想定を超える甚大な被害が生じるおそれがあり、国は、西原ダム等主な国営造成施設の耐震性調査を進めている。
- 児島湾周辺の用排水機場は、農業利用のほか、地域の排水機能を担うなど、国営造成施設の多くは重要な社会インフラを兼ねているが、造成から相当年数が経過し、老朽化した施設は、重大な不具合が発生すると周辺地域に多大な影響を及ぼすおそれがある。
- 現在実施中の児島湾沿岸地区では、令和2(2020)年度から堤防部の沈下抑制工事や排水樋門部の耐震化工事に着手している。しかし、事業完了まで長期間を要することから、津波被害の軽減に有効な堤防部の沈下抑制工事について工期短縮による早期完成を県から要望している。
- 国においては、令和2年に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をとりまとめ、激甚化する風水害や大規模地震等への対策、予防保全に向けた老朽化対策の加速等を推進することとしている。

#### 課題

- 大規模地震に対する国営造成施設の安全性確保のためには、実施中の耐震性調査を早急に進め、重要性・緊急性等を勘案した上で、必要な対策を優先度の高いものから順次実施していく必要がある。
- 老朽化が進んでいる国営造成施設の多くでは、水利用の変化や都市化など、造成後の周辺環境が変化しており、長寿命化対策を検討する際には、施設機能や規模の最適化も考慮する必要がある。
- 耐震工事に着手している児島湾締切堤防は、農業用水の確保をはじめ、背後には約4,300haの農地や5万人の人口、多くの公共施設等を抱える重要な施設であり、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い事業効果の発現が望まれている。

<参考> 県内に存する主な国営造成施設

施設名 (造成年度)		管理者	所在地	主要施設	調査・検討状況		実施中の国営事業
児島湾締切堤防 (H13)	県	岡山市	締切堤防 1,558m 排水樋門等 7門	耐震性 調査	調査済	国営総合農地防災事業 児島湾沿岸地区	
				長寿命化 対策	要検討		—
児島湾周辺用排水機場 (S31～H15)	県	岡山市 玉野市	用排水機場 21機場	長寿命化 対策	要検討	—	
笠岡湾干拓地	県	笠岡市	堤長 4,666m	耐震性 調査	調査済	(対策不要)	
	市	笠岡市	排水機 4基	耐震性 調査	調査済	国営施設応急対策事業 寺間地区	
				長寿命化 対策	検討済		
	県	笠岡市	排水機 2基	長寿命化 対策	要検討	—	
県 市町 改良区	倉敷市 笠岡市 浅口市	導水路 24km	長寿命化 対策	要検討	—		
新田原井堰 (S63)	県	和気町	堤長 220m	耐震性 調査	調査中	—	
				長寿命化 対策	検討済	国営かんがい排水事業 吉井川地区	
小阪部川ダム (S30)	改良区	新見市	堤長 145m 堤高 67.2m	耐震性 調査	調査済	(対策不要)	
				長寿命化 対策	検討済	国営施設機能保全事業 小阪部川地区	
西原ダム (S47)	改良区	奈義町	堤長 192m 堤高 46.1m	耐震性 調査	調査中	—	
				長寿命化 対策	要検討	—	

## 27 治水及び高潮・津波対策事業の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 【提案事項】

平成 30 年 7 月豪雨により高梁川水系小田川 3 支川や旭川水系 砂川<sup>すながわ</sup>など多くの河川で堤防の決壊等が発生し、広範囲にわたり甚大な浸水被害がもたらされた。気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、令和 7 (2025) 年度までの対策として、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に取り組んでいるところであるが、将来にわたって計画的・安定的に、流域治水の考え方も踏まえた治水対策や高潮・津波対策が実施できるよう、十分な予算を確保すること。

- (1) 直轄管理区間の改修等推進
  - ・ 旭川中上流ダム再生事業
  - ・ 高潮対策事業等の推進
  - ・ 適切な維持管理の実施
- (2) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の確保
- (3) 流域治水の推進

### (提案の理由)

#### 現状

- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり水害リスクが高いが、この 252 km<sup>2</sup>の域内に人口 39 万人が居住し、水島工業地帯や岡山市南部で県内の製造品出荷額の約 6 割を占めるなど、人口や産業が集中している。
- 県管理河川のうち要整備延長は 1,831 km であるが、整備済延長は暫定的なものを含めても 691 kmにとどまっている。また、海岸保全施設のうち高潮等に対する整備が必要な延長は 147 km に対し、高さが確保されているのは 54 kmにとどまっている。
- 本県では、平成 10(1998)年、平成 16(2004)年、平成 21(2009)年、平成 23(2011)年に引き続き、平成 30 年 7 月豪雨でも甚大な浸水被害が広範囲に発生しており、水害対策の推進について県民の関心が一層高まっている。
- 気候変動に伴い激甚化・頻発化している水害に備えるため、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水について、県内全ての水系で流域治水プロジェクトを策定し、計画的に進めている。
- 水害から県民の生命や財産を守るためには、治水及び高潮・津波対策を強力に推進する必要があるが、治水関係事業費はピーク時と比べ、国は約 5 割、県は激特事業等を除くと約 2 割まで落ち込んでいる。

## 課題

- 県南部沿岸地域は、低平地に人口等が集積する市街地が形成されており、台風や高潮等によりひとたび災害が発生すると、大規模な被害状況となることから、早急な整備が必要である。
- とりわけ、岡山市街地等の水害リスク軽減に効果が高い旭川中上流ダム再生事業を早期に事業化する必要がある。事業実施にあたっては、発電事業の継続に課題があり、その解決に向け、引き続き検討・調整が必要である。
- 県管理の河川や海岸における整備すべき箇所は依然として多く、河川整備や高潮・津波対策を計画的かつ早急に推進し、治水安全度等の着実な向上を図る必要がある。
- 流域治水を推進するため、ソフト対策も計画的に進めているが、水害リスク軽減の効果が最も期待できるハード対策をより一層加速させる必要がある。また、ソフト対策の充実を図るためには、財政的・技術的支援が必要である。
- 令和7(2025)年度までの対策として、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであるが、将来にわたって計画的・安定的に、治水及び高潮・津波対策を実施するためには、5か年加速化対策の継続と財源の確保が不可欠である。

### <参考>

#### 治水及び高潮対策等事業(令和5(2023)年度実施予定)

直轄管理河川改修事業等	吉井川、旭川、高梁川(小田川含む) 旭川中上流ダム再生事業(実施計画調査)
県管理河川改修事業	一級河川旭川、二級河川笹ヶ瀬川等23河川
建設海岸・港湾海岸	三幡九幡海岸等4箇所、岡山港海岸等9箇所

直轄河川事業 旭川中上流ダム再生事業 旭川ダム (ダム再生イメージ)

事業目的

- ・利水容量の振替による洪水調節容量の増大
- ・放流機能を増強

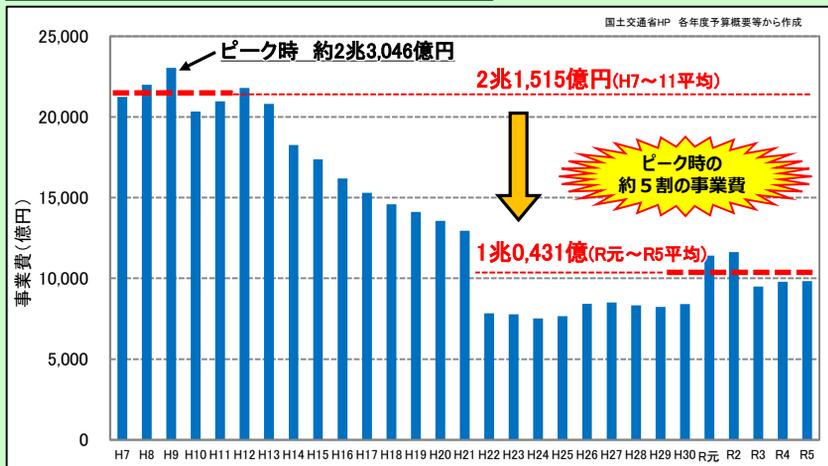


※今後の調査・検討により変更となる場合がある。

直轄河川事業 高潮対策 (一) 吉井川 (九幡地区)



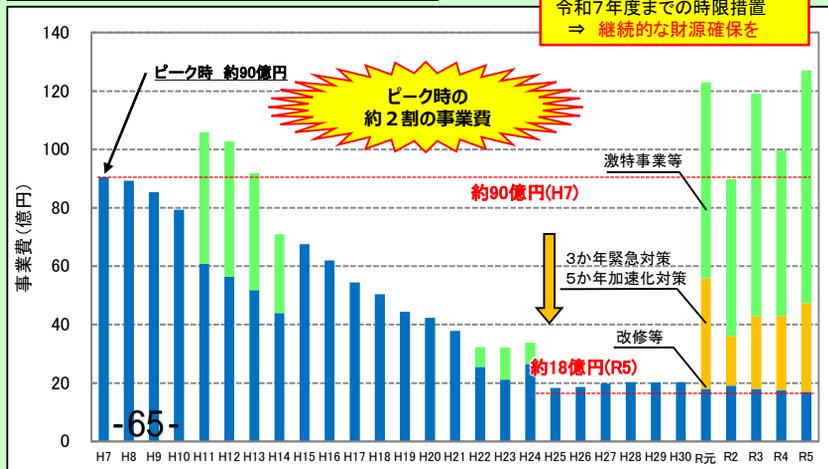
国土交通省 治水関係事業費の推移



県河川事業 河川改修 (一) 旭川 (小倉地区)



岡山県 治水関係事業費の推移



5か年加速化対策は令和7年度までの時限措置 ⇒ 継続的な財源確保を

※事業費は内示ベース。R元年以降は前年度の補正予算を含む。

## 28 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 【提案事項】

県内には、花崗岩・マサ土などの脆弱な地質が広く分布し、平成30年7月豪雨により広範囲で土砂災害が発生したが、さらに令和元(2019)年9月にも豪雨により土砂災害が発生しており、気候変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化が懸念されることから、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を重点的に推進する必要があるため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的・安定的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 県内には、土砂災害が発生しやすい花崗岩・マサ土が県土の約40%に分布している。また、土砂災害危険箇所が11,999箇所あり、このうち、ハード対策が必要な危険箇所は、5,692箇所あるが、令和4(2022)年度末の施設整備率は27.6%と低い。
- 平成30年7月豪雨では、県内の広範囲での土砂災害により、人的被害や建物被害が多数発生し(土砂災害315件)、令和元(2019)年9月には、新見市で局地的豪雨により建物やJR施設内に土砂が流出するなど県内で土砂災害が激甚化・頻発化している。
- 平成30年7月豪雨をはじめとする土砂災害の発生や土砂災害特別警戒区域の指定により、住民からハード対策を求める要望が増加している。
- ハード対策については、要対策箇所も多いことから、近年土砂災害の発生した箇所、保全人家の多い箇所や緊急輸送道路等の重要な道路がある箇所などにおいて、重点的に整備を進めることとしている。

#### 課題

- 土砂・流木対策のための砂防堰堤等の整備などハード対策を重点的に推進していくためには、砂防関係事業費の確保が必要である。
- 気候変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化が懸念される中、令和7(2025)年度までの対策として、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に取り組んでいるところであるが、依然として土砂災害防止対策が必要な箇所は多く残っている。
- 県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を、5か年加速化対策終了後も計画的・安定的に推進するため、対策を継続し、財源を確保したうえで、当初予算での配分も含め十分な財政支援をお願いしたい。

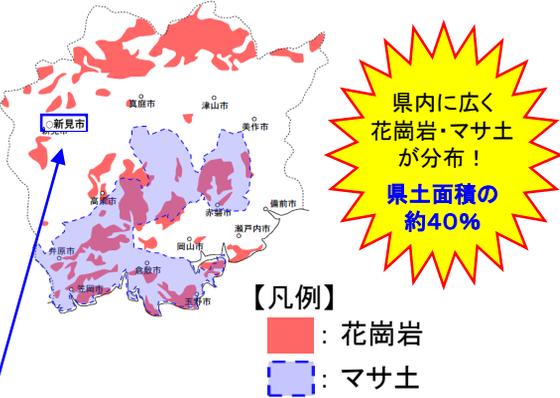
# ○土砂災害防止対策

「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進

## 岡山県の土砂・流木災害リスク

- 土砂災害が発生しやすい花崗岩・マサ土が県内に広く分布。
- 令和4年度末時点で、4,122箇所の要対策箇所が残っている。
- 令和元年9月には、新見市で局地的豪雨により土砂災害が発生し、建物やJR施設内に土砂が流出する被害が生じた。気候変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化を懸念している。

### 【県内の花崗岩・マサ土の分布】



### 【土砂災害危険箇所の施設整備状況】

	危険箇所数		R4までの整備済箇所数	R4末整備率	残要対策箇所数
		うち要対策箇所数			
土石流	6,441 全国6位	3,019 全国6位	939	31.1%	2,080
急傾斜地	5,360	2,475	559	22.6%	1,916
地すべり	198	198	72	36.4%	126
計	11,999	5,692	1,570	27.6%	4,122

令和5年3月31日現在

⇒令和4年度末の施設整備率 **27.6%**

### 令和元年9月3日の豪雨により新見市で土石流が発生(災関緊急事業採択)

- 家屋被害：全壊4棟・半壊3棟・一部損壊1棟
- JR埋没：280m、市道埋塞 100m 他

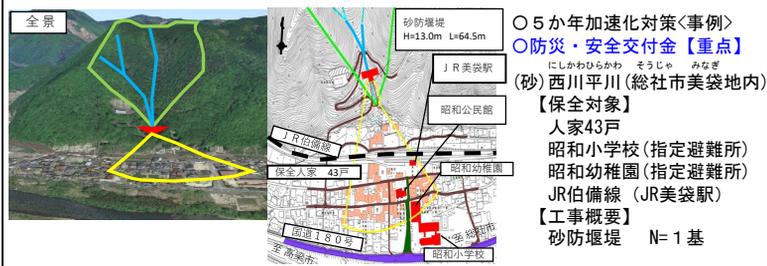


【保全対象】  
人家60戸、保育所  
JR(伯備線等)L=218m等  
○災害関連緊急砂防事業  
【工事概要】  
砂防堰堤 N=1基  
○特定緊急砂防事業 (R2年度～R4年度)  
【工事概要】  
溪流保全工 L=207m

### ハード対策の重点的な実施

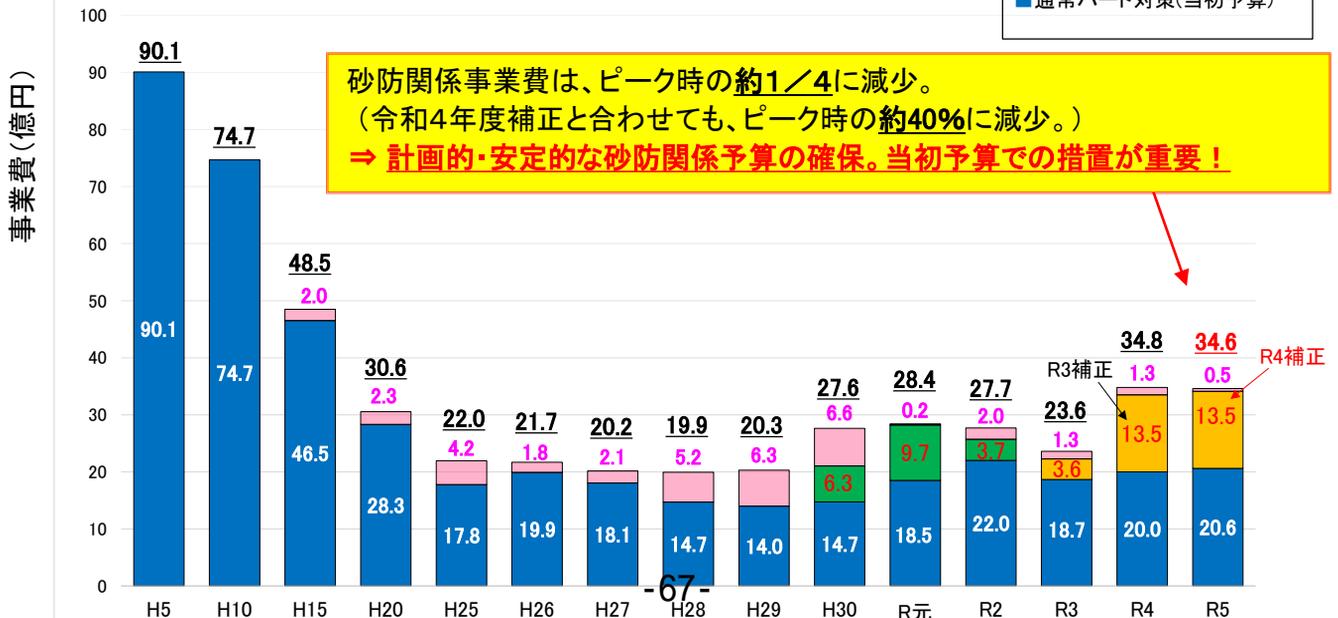
### 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

- 避難所がある箇所など重要度の高い箇所からハード対策を重点的に実施。
- 令和7(2025)年度まで5か年加速化対策を活用し、積極的に事業推進する。



### 岡山県における砂防関係事業費の推移

※事業費は当初内示ベース



## 29 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 【提案事項】

南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震と津波から県民の生命・財産を守るため、十分な予算を確保し、国土強靱化に資する防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。

(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策

堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するため、十分な予算を確保すること。

(2) 道路の防災対策

緊急輸送道路の道路防災対策や、道路橋梁の耐震化を推進するため、十分な予算を確保すること。

(3) 下水道の耐震化

災害に強いまちづくりを支援するため、下水道の耐震化の推進について十分な予算を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 南海トラフ沿いにおける地震（M8～M9クラス）の、今後30年以内での発生確率は70～80%となっており、岡山県内における最大震度は6強が想定されている。
- 吉井川・旭川・高梁川の河口部である岡山平野をはじめ、干拓等により形成されたゼロメートル地帯が県南部沿岸地域に広がっており、高潮による浸水被害を受けやすく、また、大規模な地震による液状化現象が発生した場合には、堤防等が沈下・崩壊する可能性があり、河川水や海水の流入により、甚大な浸水被害が発生する恐れがある。
- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年激甚化・頻発化している大規模な自然災害の発生状況を踏まえ、国土強靱化に資する防災・減災対策を加速させる必要がある。
- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や平成28(2016)年4月に発生した熊本地震では、土木施設が大きな被害を受け、地震直後から必要な緊急輸送を行うことが困難となった。
- 大規模災害時に救急活動や輸送のルートとなる緊急輸送道路について、本県における落石等危険箇所への道路防災対策率は54.1%、道路橋梁の耐震補強進捗率は65.3%にとどまっている。

## 課題

- 県南部沿岸には、人口等の集中した低平地が広がっており、ひとたび高潮被害が発生すると大規模な被害となることから、早急な整備が急務となっている。
- 今後とも、高潮に加え、地震・津波に対して、海岸保全施設をはじめとする土木施設の整備を早急に推進していく必要がある。
- 防災・減災対策の強化のため、令和5(2023)年度の国の公共事業関係予算は、前年度と同程度(前年度比100%)とされたところであるが、近年の大規模災害の激甚化・頻発化を踏まえると、南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進に資する交付金等の継続的な確保に懸念がある。

### <参考>

- 岡山県の土木施設整備状況（防災・減災関連）（R5(2023).3末現在）

区 分	内 容	整備率
河 川	県管理区間の河川改修	37.7%
海 岸	建設海岸・港湾海岸の海岸保全施設整備（高潮対策）	36.9%
道 路	緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策	54.1%
	緊急輸送道路上の道路橋梁の耐震化	65.3%
下 水 道	児島湖流域下水道の耐震化	未 了

- 今後、特に早急な対策が求められる箇所

海 岸 ……	建設海岸：三幡九幡海岸（岡山市中区桑野～東区九幡）、 岡南海岸（岡山市南区北浦） 等 港湾海岸：岡山港海岸北浦幸島地区（岡山市東区）、 東備港海岸日生地区（備前市） 等
河 川 …… (直轄区間)	吉 井 川：岡山市東区西幸西、九幡地区、西大寺地区 高 梁 川：倉敷市連島町鶴新田地区
道 路 ……	落石等危険箇所(緊急輸送道路)： (国)180号(新見市法曾～千屋実) (主)新見川上線(高梁市川上町領家～備中町平川) 等 道路橋梁(緊急輸送道路)：(国)484号 愛宕ループ橋、不動橋等
流域下水道……	児島湖流域下水道浄化センター及び幹線管渠

## 30 水道施設の耐震化の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 【提案事項】

水道施設等耐震化事業における採択要件を緩和するとともに、交付率を大幅に引き上げ、要望額を満額交付することで、水道施設の耐震化の推進を図ること。

### （提案の理由）

#### 現 状

- 水道施設等耐震化事業の採択要件の1つである資本単価要件を満たす水道事業者は、県内28事業者のうち17事業者に限られ、また、同事業のうち布設後40年以上経過した管路を更新する水道管路緊急改善事業の採択要件である企業債残高等に係る要件を満たす水道事業者は、県内28事業者のうち20事業者に限られている。さらに、一部の事業で交付率が平成28(2016)年度採択事業から下げられ、事業の採択を受けても自主財源負担が大きく、水道施設の耐震化が進んでいない。
- 本県では、給水人口当たりの上水道の管路延長※(9.55m/人)が全国平均(6.00m/人)を大幅に上回っており、各水道事業者は、水道施設の耐震化に係る財政負担が大きく対応に苦慮している。※令和2(2020)年度
- また、平成30(2018)年度以降は要望額が満額交付されているが、引き続き満額交付による水道施設の計画的な耐震化が急務である。

#### 主な事業の交付率

事業名	交付率	備 考
高度浄水施設等整備事業	1 / 4	平成27(2015)年度採択まで 1 / 3
基幹水道構造物の耐震化事業	1 / 4	平成27(2015)年度採択まで 1 / 3

#### これまでの要望額に対する内示率

年 度	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)
内示率	100.0%	104.1%	107.9%	100.5%	100.0%

#### 課 題

- 本県では、沿岸部を中心に10市4町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、水道施設の耐震化に早急に取り組む必要がある。

#### <参考>

- 水道施設の耐震化率（令和3(2021)年度末）

	基幹管路耐震適合率	浄水施設耐震化率	配水池耐震化率
全 国	41.2%	39.2%	62.3%
岡山県	25.6%	31.4%	57.4%

## 31 警察基盤の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

### 【提案事項】

(1) 災害対策用装備資機材の整備充実

大規模災害等の発生時における被災者の迅速な救出救助活動、装備資機材の搬送等を可能とするため、レスキューボートの整備充実を図ること。

(2) 信号機電源付加装置等の整備充実

災害に伴う停電時における交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成30年7月豪雨における救出救助活動では、人命救助のために一刻を争う状況の中、道路の冠水により現場にたどり着けないケースが散見された。  
平成24年(2012)年、各警察署に救出救助活動のためにゴムボートを配備していたが、搬送後に空気の注入作業を要するため、対応に時間のロスが発生した上、浸水域の漂流物との接触によりゴムボート2艇が損傷するなど、救出救助活動の継続及び従事する警察官の安全確保が困難となる状況が認められた。
- また、大規模な台風や大雨等の風水害が頻発化し、南海トラフ地震の発生も予測される中、住民の円滑な避難行動や迅速な各種警察活動を実施するためには、停電時にも信号機の機能の維持が必要不可欠であるが、当県の信号機電源付加装置等の整備はいまだ十分とはいえない状況にある。

#### 課題

- 今後も甚大な被害を及ぼす自然災害の発生が懸念される中で、警察では、発災時に迅速かつ的確な災害警備活動を実施して一人でも多くの人命を救う必要があることから、平成30年7月豪雨災害の反省・教訓を踏まえ、浸水域での活動を想定し、可搬性・耐久性のあるレスキューボートを各警察署に配備しておく必要がある。
- 災害発生時における交通の安全と円滑を確保するため、発電装置を備えた信号機のさらなる整備等の対策が急務となっている。

## 【提案事項】

### (3) 治安対策用装備資機材の整備充実

現下の治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両や防弾楯等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。

### (4) 安全で快適な道路交通環境の実現

幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、老朽化した交通信号機等の更新を図るほか、光ビーコン等の機能を活用した新交通管理システム（UTMS）の維持や信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。

## （提案の理由）

### 現 状

- 近年、刑法犯認知件数が減少傾向にあるなど、県下の治安水準は改善傾向にあるが、殺人、強盗等の凶悪事件の発生が後を絶たない。  
また、全国的にみても、交番勤務の警察官が襲撃される事件や暴力団員等による刃物や銃器を用いた事件が続発するなど、警察活動を取り巻く環境は厳しい情勢にあるが、捜査用車両や防弾楯等の治安対策用装備資機材の必要数の充足には至っていない。
- 令和4年(2022)年中における県下の交通事故死者数は74人と、前年対比で17人増加したほか、全死者の約6割を高齢者が占めるなど、厳しい情勢が続いている。  
また、本県は中国・四国地方における広域交通網の結節点となっているため、他県からの流入車両が多く、県南部の岡山市や倉敷市等の市街地に通じる主要幹線道路を中心に交通渋滞が慢性化している状況にある。

### 課 題

- 治安情勢に応じた的確な治安対策を推進するため、各種装備資機材の整備充実を図る必要がある。
- 安全で快適な道路交通環境を実現するため、交通状況に応じたきめ細かな信号制御によって交通の円滑化を図るとともに、視認性の確保や消費電力の抑制に向けた信号灯器のLED化等を推進する必要がある。

## 32 デジタル社会の推進

提案先省庁	デジタル庁、総務省
-------	-----------

### 【提案事項】

#### (1) 自治体のDX推進に対する支援

- ① 「自治体DX推進計画」を着実に推進するため、自治体情報システムの標準化・共通化が円滑に進むよう、市町村を含め、ガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムへの移行に必要な経費に係る補助金の上限額を見直すとともに、令和7(2025)年度までの移行期間を柔軟に適用するなど、実情を反映した仕組みに改めること。
- ② 法令に基づき自治体が担う行政手続についても、広くオンライン化が進むよう、自治体の意見を聴きながら、全省庁で取り組むべき工程を定め、添付書類の最小限化や対面審査の廃止など、制度・業務の具体的かつ抜本的な見直しを行うこと。
- ③ AI・RPAなど自治体のICTの利用推進について、先進事例を横展開できるように、自由度の高い補助金を創設するなど財政支援を拡充すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 令和2(2020)年12月に、総務省により「自治体DX推進計画」が策定され、市町村を含む自治体は、デジタル人材の確保・育成を含め、DX推進に必要な体制を整備し、情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用推進などに重点的に取り組むとともに、社会全体のデジタル化を推進することとされた。
- 令和7(2025)年度末までに標準準拠システムへ対応することが義務付けられている20業務に関し、国の財政支援が移行費用を下回ることや期間内に移行できないことを懸念する市町村がある。
- 行政手続のオンライン化については、デジタル臨時行政調査会が、デジタル化に合わせ、法令・通達等に基づく行政手続等について、書面や対面を前提とした手続等を見直すとしており、これに基づき、各省庁も法律や政省令の改正に取り組むとしている。
- RPAの導入経費については、特別交付税措置が講じられているが、他のICT導入経費等については、国の財政支援がない。

#### 課題

- 自治体が、デジタル人材の確保・育成を含め、DX推進に必要な体制を整備し、情報システムの標準化・共通化や、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用推進などの取組を推進していくためには、財政支援の充実や制度の見直しが必要である。

## 【提案事項】

### (2) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードの国民全体への普及に向け、カードの利便性と安全性の両立を図りながら、次の対策を講じること。

- ① マイナンバーカードを取得するメリットを実感できるよう、有効な行政サービスの展開や、民間サービスの提供の拡大を行うこと。
- ② マイナンバーカードの交付に必要な本人確認について、市町村窓口を訪問できない特別の事情を有する者に対応できるよう、オンラインでの本人確認や、交付可能な代理人の範囲の拡大など、取得しやすい環境を整備すること。新規
- ③ マイナンバーカードに係る情報流出に対する国民の不安を払拭するため、一層の効果的な広報等に取り組むこと。新規
- ④ 県が行うマイナンバーカードの普及促進の取組に対し、継続的に財政支援を行うこと。新規

### (提案の理由)

#### 現 状

- 国は、令和4(2022)年度中にほとんどの国民がマイナンバーカードを保有することを目指し、健康保険証との一体化やマイナポイント事業等に取り組んだが、現状で、交付率は7割程度である。

マイナンバーカードの交付状況(令和5(2023)年4月末時点)

全 国 69.8%、岡山県 70.9%(全国24位)

- 国の調査では、マイナンバーカードを取得しない主な理由として、カードにメリットを感じないこと、申請方法が面倒なこと、情報流出が怖いことなどが挙げられている。
- マイナンバーカードの交付には、対面での本人確認が必要であるが、市町村等の窓口を訪問できない特別の事情を有する者がいる。
- 県が実施する出張申請サポートに要する経費について、令和5(2023)年度は、マイナンバーカード事務費補助金の補助対象となっている。

#### 課 題

- マイナンバーカードのさらなる普及のためには、マイナンバーカードを保有するメリットの創出、マイナンバーカードを保有することに対する不安感の払拭に加え、取得しやすい環境づくりが必要である。

## 【提案事項】

### (3) 情報セキュリティ対策の見直しに対する支援

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂により、セキュリティを確保しつつ、業務効率性に配慮したモデル（ $\beta$ 、 $\beta'$ モデル）も示されたこと等を踏まえ、市町村を含め、クラウドサービスの利用等を念頭に、従来の主流であるセキュリティを重視したモデル（ $\alpha$ モデル）から $\beta$ 、 $\beta'$ モデルへ移行する自治体向けに、移行に要する経費に対する補助金を創設すること。

## （提案の理由）

### 現 状

- 平成 27(2015)年 12 月の総務大臣通知に基づき、各自治体は、庁内ネットワークを 3 分割（マイナンバー利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系）するよう求められ、本県を含め多くの自治体は、LGWAN接続系に庁内の情報システム等を設置（ $\alpha$ モデル相当）した。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が令和 2(2020)年 12 月に改訂され、セキュリティを重視した従来のモデル（ $\alpha$ モデル）に加え、セキュリティを確保しつつ業務効率性に配慮したモデル（ $\beta$ 、 $\beta'$ モデル）が示された。

なお、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（令和 3(2021)年 3 月）では、情報システムの構築に際してはクラウドサービスをまず検討する（クラウド・バイ・デフォルト）よう各省庁に指示している。

### 課 題

- クラウド・バイ・デフォルトの原則に沿って、 $\alpha$ モデルを採用する自治体が、庁内の情報システム等をインターネットを利用するクラウドサービスに移行するためには、 $\beta$ 又は $\beta'$ モデルへ移行する必要があるが、移行には多額のシステム改修費等が必要となり、移行費用の確保がクラウドサービスの利用等を目指す自治体の課題となっている。

## 【提案事項】

### (4) デジタル基盤の整備等

- ① デジタル社会の実現に当たり、全ての県民が必要な情報やサービスを得られるよう、過疎地や離島等の条件不利地域における光ファイバ等の通信環境の整備について、継続的な支援を行うこと。
- ② 光ファイバ等のブロードバンドのユニバーサルサービス化に当たっては、公設の光ファイバ等の通信施設の民間への移行が円滑に進むよう、地域の実情に応じた支援を行うこと。また、公設による維持が必要となる地域に対する支援制度を創設すること。 **新規**
- ③ 「デジタル田園都市国家構想」実現のためには、都市部に遅れることなく地方においても着実に5G基地局が整備される必要があることから、携帯電話事業者に対する技術的・財政的支援などにより、都市部と地方で偏りが生じないよう基地局整備を進めること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 国は、全国の光ファイバの世帯カバー率を令和9(2027)年度末までに99.9%とすることを目指す整備計画を策定し、条件不利地域における光ファイバ等の整備費を補助しているが、依然として光ファイバ等の未整備地域がある。  
光ファイバ世帯カバー率（令和3(2021)年度末時点）  
全国 99.7%、岡山県 99.0%
- 国は、光ファイバ等のブロードバンドサービスをユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）に位置付け、サービスの安定した提供を確保するため、不採算地域における民設民営の通信施設に維持費用の一部を支援する交付金制度を創設したが、公設からの移行が進まない懸念がある。
- 国は、全国の5G人口カバー率を令和5(2023)年度末までに95%に引き上げ、さらには令和12(2030)年度末までに全国・各都道府県99%に引き上げる整備計画を策定している。  
5G人口カバー率（令和3(2021)年度末時点）  
全国 93.2%、岡山県 85.4%

#### 課題

- 光ファイバ等や5Gは、デジタル社会を実現していく上で不可欠な基盤となるものであることから、地域により偏りが生じないよう、通信施設の整備を進め、安定的に運営していく必要がある。

## 【提案事項】

### (5) 統計調査のデジタル化の推進

基幹統計調査においてオンライン調査を推進するほか、ビッグデータの活用などデジタル化に取り組み、現行の統計調査員制度の見直しを検討すること。

また、紙媒体の調査資料をタブレット等により閲覧可能とすることや、各基幹統計調査で取得したデータを相互利用するなど、より効率的な調査制度とすること。

## (提案の理由)

### 現 状

- 国の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5(2023)年3月)には、オンライン調査の推進や、民間企業等が保有するビッグデータの活用について記載されている。基幹統計調査を担う統計調査員は、希望者の減少や高齢化により選任が困難となっている。

### 課 題

- 個人情報保護意識の高まりに伴い、統計調査をめぐる環境が厳しさを増す中、全国的に統計調査員による統計関係書類の紛失事案が後を絶たない。再発防止には、デジタル化を進めて紙による個人情報の取扱いを廃止することが重要である。また、基幹統計調査の中には、本調査の前に、事前調査として調査員が調査世帯一覧表などを紙媒体で所有し、対象区域をくまなく確認することを求める調査があるが、各基幹統計調査データを相互利用し、例えば社会生活基本調査の世帯一覧に直近の国勢調査データを使用すれば、事前調査は省略できると考えられる。

### 33 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保

提案先省庁 総務省、国土交通省

#### 【提案事項】

##### (1) 新型コロナウイルス感染症及び燃料費等高騰への対策

感染症の影響による利用者の減少や燃料・電力価格等の高騰により、深刻な経営状況となっている地域公共交通の維持・存続に向け、必要な財政支援を講じること。

#### (提案の理由)

##### 現 状

- 地域公共交通については、人口減少や高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、その利用者が大幅に減少するとともに、燃料・電力価格等の高騰により運行経費が増大しており、厳しい経営状況にある。
- 令和2(2020)年度以降、県では交通事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援を実施してきたところであるが、当該交付金による支援が終了すれば、さらなる経営状況の悪化を招く恐れがある。

##### 課 題

- 新型コロナウイルス感染症の影響や燃料・電力価格等の高騰が長期化しており、交通事業者の経営状況の立て直しが急務である。
- 地域公共交通の維持に向け、地方創生臨時交付金を財源とした一時的な支援ではなく、持続可能かつ抜本的な支援策を講じる必要がある。

#### <参考>

○臨時交付金による支援額（予算ベース）

(単位：千円)

対 象	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	合 計	備 考
バ ス	826,789	816,000	706,490	2,349,279	
鉄 道	48,000	47,135	50,779	145,914	井原鉄道129,399、智頭急行 16,515
タクシー	119,836	143,572	138,519	401,927	
旅客船	28,141	61,822	8,922	98,885	土木部33,085含む

## 【提案事項】

### (2) 地域公共交通の維持・確保

広域的・基幹的なバス路線への運行費等補助や、地域の実情・ニーズに応じた多様な公共交通の維持・確保策に対し、必要な財源の確保及び財政支援の拡充を図ること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 広域的・基幹的なバス路線のうち一定の要件を満たすものについては、赤字額に対する国庫補助が行われているが、人口減少等に伴う利用者の減少により、計画運行回数（3回／日以上）、計画輸送量（15人／日以上）などの補助要件を満たせない路線も多く、路線維持にかかる県及び市町村の負担が大きくなっている。
- 人口減少地域において公共交通を維持するためには、地域の実情・ニーズに応じた多様な生活交通への転換を図る必要があるが、ニーズ調査や計画立案、施設整備や車両購入など、多額の経費が必要である。これらの取組については、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金等を活用可能であるが、補助要件や採択基準等のハードルが高いことから、県において、独自の支援を行っているところである。

#### 課 題

- 人口減少や高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などにより、公共交通の利用者が減少傾向にある中で、県や市町村、交通事業者等が連携し、持続可能な公共交通体系の構築に取り組む必要がある。
- ICTや自動運転等の新技術も導入しながら、地域の実情・ニーズに応じた多様な公共交通の維持・確保を進めていくため、市町村や交通事業者にとって使いやすい支援制度が求められている。

## 【提案事項】

### (3) 離島航路の維持

離島航路の維持については、現在対象となっていない航路を支援対象に含めるなど、財政支援の拡充を図ること。

## (提案の理由)

### 現 状

- 離島航路のうち一定の要件を満たすものについては、赤字額に対する国庫補助が行われているが、利用者の減少や燃料価格の高騰等により収支が悪化する中、国において十分かつ確実な予算の確保がなされておらず、県及び関係市の負担が増大している。
- 旅客定員が13人を下回る船舶や不定期航路は、国庫補助や特別交付税措置の対象とならないため、この要件を満たさない生活航路の維持は、地元自治体の負担となっている。  
(玉野市石島)

### 課 題

- 離島に暮らす住民にとって不可欠な交通手段である離島航路の維持を図っていくためには、不定期航路も含めて関係自治体の負担軽減を図る必要がある。

## 【提案事項】

### (4) 第三セクター鉄道の経営安定化等

「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕経費に対する支援を拡充すること。

特に、井原鉄道は、令和5(2023)年度から耐震補強に具体的に取り組むこととしており、高架橋等が多いことなども踏まえ、財政支援の拡充を図ること。

## (提案の理由)

### 現状

- 地域鉄道の鉄道施設の更新・修繕については、鉄道施設総合安全対策事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）及び地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業が実施されているが、鉄道施設の老朽化等のため、事業者からの補助要望額の増加が見込まれる中、十分かつ確実な予算の確保がなされていない。  
また、地方公共団体が行う地域鉄道の投資への補助に対しては、平成25(2013)年度から特別交付税が措置されているが、措置率は30%と、バス路線や離島航路の維持に関する措置率（80%）と比べて低率である。
- 第三セクター鉄道である井原鉄道については、厳しい経営状況を踏まえ、県や沿線自治体が、「上下分離方式に準じた方式」により、鉄道施設の更新・修繕経費を負担しているため、国庫補助金で措置されなかった費用については、県や沿線自治体の負担となる。特に、令和5(2023)年度からは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針に基づき、緊急輸送道路等と交差又は並走する高架橋等の耐震補強工事を実施することとしているが、路線の多くが高架橋であることに加えて、鉄部材の価格が高騰しており費用が多額となる。

### 課題

- 地域鉄道については、今後、施設の老朽化等に伴い経費が増加する見込みであることから、支援の拡充により、安全の確保と経営の安定化を図る必要がある。
- 特に井原鉄道については、今後、耐震補強工事により多額の経費が発生することから、十分かつ確実な予算の確保を行うとともに、制度の充実などにより、関係自治体の負担軽減を図る必要がある。

## <参考>

### ○関係自治体負担額

令和4(2022)年度	実績見込	総額277,432千円	(うち岡山県131,701千円)
〃 5(2023)年度	当初予算	総額442,871千円	(〃 210,232千円)

## 【提案事項】

### (5) J R 在来線の維持・確保 一部新規

J R が担う全国的な鉄道ネットワークは、国土強靱化や地方創生、国土の均衡ある発展などの観点から必要であり、全国で公平に安定して確保されるべきユニバーサルサービスとしての役割も担っていることから、国が、重要な社会インフラとして明確に位置付け、路線の維持・確保に向け、必要な財政支援を講じること。

また、J R 在来線の利用促進に向けた、沿線自治体等の取組に対する支援を拡充すること。

## (提案の理由)

### 現 状

- 令和4(2022)年2月、J R 西日本は2019年度実績ベースで輸送密度2,000人未満の線区について、見直しに着手すると発表した。また、同年7月、国の有識者検討会の提言において、再構築協議が必要な線区の目安として、輸送密度1,000人未満の基準が示された。
- 県としては、全国的な鉄道ネットワークである J R 在来線については、国鉄改革の経緯も鑑み、国の責任において維持すべきとの立場であり、知事会や関係県と連携し、国や J R に対し要望を行っているところである。
- 利用低迷により維持が困難となっている J R 在来線の再構築協議の進め方については、現在、国において制度設計が進められている。
- 地域住民の移動手段としての J R 在来線の維持・利便性向上に向けて、県及び市町村において、地域の実情・ニーズを踏まえた利用促進の取組を進めている。これらの取組については、国の地域公共交通確保維持改善事業補助金等を活用可能であるが、補助要件や採択基準等のハードルが高いため、県において、独自の支援を行っているところである。

### 課 題

- J R 在来線の維持は全国的な課題であることから、国や他県等と連携して対応する必要がある。
- 利用が低迷している線区の取扱いについては、国の動向を注視する必要があるが、鉄道事業の廃止が一方的に行われることのないよう、知事会等を通じて、国へ強く働きかけて行く必要がある。
- 沿線自治体等と連携し、J R 在来線沿線住民への利用に向けた啓発活動や、沿線の魅力発信による沿線外からの集客などの取組を進めていく必要がある。

<参考>

○県内の該当線区（2019年度）

芸備線（備中神代～東 城）	81人／日
姫新線（上 月～津 山）	413人／日
〃（津 山～中国勝山）	820人／日
〃（中国勝山～新 見）	306人／日
因美線（東 津 山～智 頭）	179人／日

## 【提案事項】

### (6) 高齢化社会への対応 新規

鉄道駅及びタクシー車両等のバリアフリー化促進のため、必要な財源を確保すること。

また、運転免許証返納者等に対する運賃割引など、交通事業者が行う高齢者への対応に対し、必要な財政支援を講じること。

## (提案の理由)

### 現 状

- 移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、交通事業者には、鉄道駅及びタクシー車両等のバリアフリー化が求められているが、国において十分な予算の確保がなされておらず、整備目標が未達成の状況である。
- 国では、交通事業者に対し、運転免許証返納者への運賃割引について協力を求めているが、本県においても、平成22(2010)年から一部の交通事業者において割引が行われているところであるが、交通事業者から、割引が経営上の負担となっているとして支援の要望が上がっている。

### 課 題

- 特に高齢化が進む中山間地域等においては、持続可能な公共交通体系への再構築と併せて、高齢者等が使いやすい施設や車両等の導入を進める必要がある。
- 高齢化に伴う運転免許証返納者の増加を踏まえ、持続可能なサービスのあり方について検討を進めるとともに、交通事業者に対し適切な支援を講じる必要がある。

## <参考>

### ○令和7(2025)年度末までの国の整備目標

区分	対象施設	整備基準	岡山県(R3末)
旅客施設	鉄軌道駅	平均利用者数3,000人以上/日と2,000人以上3,000人未満/日で基本構想に位置付けられた施設→原則100%	88.0%
車両等	鉄軌道	総車両数約52,000両のうち約70%	2.1% (軌道) (R2末)
	乗合バス	ノンステップバス総車両数約5万台のうち約80% 等	30.3%
	タクシー	約90,000台の福祉タクシー (UDタクシー含む) を導入、各都道府県の総車両数の約25%をUDタクシーとする	4.9%
	旅客船	総隻数約700隻のうち約50%	43.8% (R2末)

## 34 中山間・離島地域等の振興

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省
-------	--------------------------

### 【提案事項】

#### (1) 中山間地域等の振興

過疎地域等の条件不利地域である中山間地域において、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、国として継続的な支援を行うこと。

また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額の十分な確保を図ること。

#### (2) 離島振興対策の推進

豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、離島振興法の改正を踏まえ、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるように、必要な予算額を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 県土の約76%を占める中山間地域は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした地方分散の流れの中で、より快適な生活空間として見直される動きがあるものの、人口減少と高齢化が急速に進行し、生活基盤を支える農林水産業の担い手の減少、野生鳥獣被害の深刻化、買い物や通院に必要な生活交通の弱体化など多くの課題を抱えており、中山間地域の自治体は、課題解決のための財源確保に苦慮している。
- 本県では、岡山県中山間地域活性化基本方針、第3次晴れの国おかやま生き生きプラン及び第2期おかやま創生総合戦略に基づき、地域運営組織の設立・活動支援や小さな拠点の形成支援、関係人口の創出・拡大、移住・定住の促進、次代を担う人材の育成など、中山間地域等の振興に取り組んでいる。
- 離島地域については、自然的・社会的条件から依然として厳しい課題を抱え、深刻な人口減少や高齢化が進行しており、集落機能の低下や生活面の不安が増大し、中山間地域以上に厳しい状況にある。離島振興法は、昭和28(1953)年に10年間の時限立法として制定され、その後も10年ごとに改正・延長が行われており、令和15(2033)年3月を期限とする改正離島振興法が本年4月に施行された。本県では、改正離島振興法に基づく「岡山県離島振興計画」を策定し、関係市等と連携し、離島振興施策を着実に実施することとしている。

#### 課題

- 中山間・離島地域等において、人口減少社会にあっても地方が責任を持って持続可能な地域づくりを推進するため、地域の実態に応じた実効的な対策を切れ目なく講じられるよう、国において、弾力的で柔軟な運用が可能な地方への財政支援措置を拡充する必要がある。

<参考>

○ 本県の中山間地域の状況

山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、次のいずれかに該当するもの。

- ・山村振興法に規定する山村
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域

区 分	市町村数	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)	高齢化率(%)
全 県 域	27	7,114.62	1,888,432	30.7
中 山 間 地 域	22	5,383.52	335,020	40.1
中山間地域の割合	81.5 %	75.7%	17.7%	—

(注) 人口及び高齢化率は、令和2(2020)年の国勢調査による。

○ 本県の過疎地域の人口推移

(単位：人)

	昭和45年 (1970年)	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	令和2年 (2020年)
全 県 域	1,707,026	1,871,023	1,925,877	1,950,828	1,945,276	1,888,432
過疎地域	489,452	462,140	439,048	407,362	363,422	310,815

(注) 人口は、国勢調査による。

○ 本県の離島振興対策実施地域の状況

6市6地域の14島

(単位：人)

区 分	人 口			高齢化率 (%)	
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	減少率(%)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
離島地域計	2,005	1,553	△22.5	66.6	70.6
中山間地域計	362,385	335,020	△6.9	37.3	40.1
全 県 域	1,921,525	1,888,432	△1.7	28.1	30.7

(注) 人口及び高齢化率は、国勢調査による。

## 35 消費生活相談体制等の充実・強化

提案先省庁	消費者庁
-------	------

### 【提案事項】

#### 地方消費者行政強化交付金制度の改善

- (1) 消費生活センターの運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち地方消費者行政推進事業については、活用期間までの所要額の総額を確保するとともに、新たに算定方法に条件を付すなどの自治体にとって使いにくくなるような交付要件の変更を行わないこと。
- (2) 地方消費者行政強化事業については、成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率を3分の1に引き下げる要件を撤廃するとともに、補助率の嵩上げや用途の拡充など制度の改善を図ること。
- (3) 感染症のまん延や自然災害など非常時においても、地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、消費生活相談体制の維持強化等を含め、長期的な支援を行うこと。

### （提案の理由）

#### 現 状

- 消費者行政活性化事業のうち、推進事業は原則7年の活用期限がある。
- 一部事業については、補助率を3分の1に引き下げる要件が撤廃された。
- 国は、平成21(2009)年の消費者庁発足から概ね10年を各地方自治体の消費者行政の基礎を確立する時期として、当該事業による支援を行ってきたが、段階的に縮小するとともに、消費者行政は自治事務であり、地方交付税の基準財政需用額に算入されていることを理由に、各地方自治体に対し、消費者行政経費を自主財源化するよう求めている。

#### 課 題

- 消費者行政経費については、普通地方交付税の基準財政需要額に算入されているが、行政課題が多様化し、財政状況が厳しさを増す中、複雑化、困難化する消費者行政を安定的に行うためには、地方消費者行政強化交付金をはじめ、国の継続的な財政支援が必要である。

## 36 電源三法交付金の交付延長等

提案先省庁 文部科学省、環境省

### 【提案事項】

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「人形峠センター」という。）のウラン濃縮施設における研究終了後も、核燃料物質や放射性廃棄物が保管されている限り、地元住民や県民の理解を深める必要があることから、引き続き、広報・調査、地域振興等に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。
- (2) 環境放射線等監視に係る電源三法交付金については、人形峠センターにおける事業の特殊性を踏まえた監視測定が継続できるよう、引き続き、十分な額を交付すること。 **新規**

### （提案の理由）

#### 現状

- 国の原子力研究を担うべく国策として調査・研究を行ってきた人形峠センターでは、平成12(2000)年度までにウラン濃縮に係る運転を終了し、現在は遠心分離機の解体や除染技術の研究開発が行われているが、これらの終了に伴い、本県、津山市及び鏡野町に広報・調査及び地域振興等を目的として交付されている電源三法交付金について、近いうちの打ち切りが懸念される状況にある。
- 人形峠センターには、ウラン濃縮施設以外にも、鉱山施設等様々な施設が残存しており、国がガイドラインに示すウラン等だけでなく、ラジウム、ラドン等の測定を継続する必要がある、財源となる交付金の確保が不可欠である。しかし、鉱山施設等に係る監視測定については国のガイドラインに示されていないことや、人形峠センターにおけるウラン濃縮施設が廃止措置段階であることなどから、交付金が段階的に削減される懸念がある。

#### 課題

- 広報・調査や地域振興等を目的とした交付金は、「原子力発電と密接な関連を有する施設」が対象とされ範囲が不明確であるので、地域住民や県民の理解を深める観点から人形峠センターの廃止まで交付金が継続されるよう明確化が必要である。
- 人形峠センターには、ウラン濃縮施設だけでなく、過去のウラン開発に伴う様々な施設が残存するため、国がガイドラインに示すウラン等のほか、ラジウム、ラドン等を含めた監視測定を継続する必要がある、財源となる交付金の確保が不可欠である。

### <参考>

#### ○ 核燃料等の保管量（t U）

核燃料等の種類	保管量
天然ウラン	66.1
濃縮ウラン	31.3
劣化ウラン	2,597.1

（令和4(2022)年9月末現在）

#### ○ 解体終了時の発生廃棄物量（推定）

廃棄物の種類	排出量
非放射性廃棄物	106 千t
放射性廃棄物	24 千t
計	130 千t

## 37 地域スポーツ体制の整備

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

### 【提案事項】

将来にわたり地域スポーツを支えることができる体制を整備するため、総合型地域スポーツクラブが持続的に活動できる仕組みを国が率先して構築するとともに、登録認証制度に係る支援策等を講じること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 新型コロナウイルス感染症による社会活動の低下は、地域住民の活動（運動）量も低下させており、あらゆる世代の心身の健康に影響を及ぼしている。以前のように地域住民が主体的に運動・スポーツに取り組むようになるためには、安心安全な「場」の提供が必要であり、総合型地域スポーツクラブの果たす役割は重要となっている。
- 学校部活動の地域連携・移行に関する検討が進められる中、地域におけるスポーツ環境の整備が益々求められている現状において、総合型地域スポーツクラブの充実が望まれる。

#### 課 題

- 子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）総合型地域スポーツクラブは、地域スポーツの担い手としてだけでなく、地域コミュニティの核としての役割があり、クラブの立ち上げには一定の支援がなされたが、持続的に活動を行うには、国が率先して継続的な支援策を提示する必要がある。
- 登録・認証制度のメリットを明確に示すとともに、これを統括する中間支援組織への財政面での支援が必要である。
- 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備を行うためには、地域における受け皿の整備、指導者の質及び量の確保、運動施設の確保等が必要であり、クラブが持続的に活動できるよう、費用負担の在り方についても検討がなされる必要がある。

### <参考>

- 総合型地域スポーツクラブ数
  - ・全 国 3,583クラブ（令和3（2021）年7月1日現在）
  - ・岡山県 43クラブ（令和5（2023）年3月31日現在）、22市町（含開設準備中）
- 令和4（2022）年度から、一定の要件を満たした総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度が運用開始。

## 38 電気自動車の普及促進

提案先省庁	環境省、国土交通省、経済産業省
-------	-----------------

### 【提案事項】

電気自動車（EV）の更なる普及に向け、車両や充電設備に対する導入支援制度を充実させるほか、EVを利用することの新たなメリットを創出する等の実効的な取組を進めること。また、新築住宅、マンション等への充電設備の設置促進につながる支援策を講じること。 **新規**

### （提案の理由）

#### 現状

- EVについて、国では、車両や充電設備の導入に対する支援を行っているほか、ゼロカーボンドライブを呼び掛けるなど普及啓発を行っている。また、本県も車両や充電設備の導入補助など、普及に積極的に取り組んでいる。
- 令和4(2022)年の新車販売台数に占めるEV・PHEVの割合は、全国で約2.8%と諸外国と比べ依然として低く、国が示す2030年までの目標値20～30%の達成に向け、更なる取組が必要な状況である。
- 普及促進にあたり、ガソリン車に比べて高額な車両価格や、充電設備の設置費用に対する負担感が、依然としてEV導入や充電環境整備の妨げとなっている。
- また、EVの普及には自宅等での充電（基礎充電）環境の整備が不可欠だが、既築の住宅やマンション等の場合は、工事の手間や設置・運用への費用負担に係る合意形成等、充電設備設置のハードルが高い。この点、新築住宅等は既築に比べ設置が容易である。
- 諸外国や一部の自治体では、新築住宅等への設置を義務化するなど、EV普及策として新築時の充電設備設置を促す取組が行われている。

#### 課題

- EVの普及促進には、初期費用に対する負担感の更なる軽減が有効であり、物価高騰等を踏まえて導入時の支援制度を一層拡充するとともに、割引制度等ランニングコスト面での優位性を打ち出すなど、EV所有時における新たなメリットの創出（例：高速道路や駐車場、施設の利用料金等の割引・EV専用駐車場の設置）も重要である。
- EV普及の基盤となる基礎充電の環境を整備するためには、比較的設置しやすい新築時の充電設備設置を促進することが効果的であり、一部の自治体だけでなく全国的な取組の強化（例：デマンド制御型充電設備の導入支援・建築会社やデベロッパー等への啓発）が必要がある。

## 39 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し

提案先省庁	環境省
-------	-----

### 【提案事項】

瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を緩和し、他の閉鎖性の海域と同等の事業活動環境とすること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 瀬戸内海の流域では、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場のうち、最大排水量が50m<sup>3</sup>/日以上のもは、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）に基づき、特定施設等の設置・変更を行う場合はあらかじめ許可が必要であり、その手続の際には、事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行う必要があり、事業者に大きな負担と時間的制約がかかっている。
- これについては、瀬戸内海が国立公園に指定された豊かな海であることや、過去において、赤潮の発生や水質汚濁が進んだことを契機に瀬戸内法が制定されたという経緯があるものの、現時点において、瀬戸内海より環境基準の達成率が低い閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾等）では、このような許可手続は行われておらず、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行う上で、大きな障害となっている。
- 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個別の事業場に対しては総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質は保たれている。

#### 課 題

- 現行法では、特定施設の新設や更新をする場合、公共用水域へ排出される水量・水質に何ら変更がなくても、また、減少する場合であっても、法第5条の対象となり、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧（以下「事前告示等」という。）が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる要因となっているので、周辺環境への影響が現状と同等以下であることが明白な場合には、事前告示等は省略するべきである。
- 令和3(2021)年1月の中央環境審議会の意見具申においても、「瀬戸内海の環境負荷が増大しないことが明らかな事案について、特定施設に係る規制の合理化を図ることが適当」とされている。

## 40 海ごみ対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

### 【提案事項】

- (1) 海ごみ回収・処理のルールづくり  
漂流ごみや海底ごみの回収・処理のルールを明確化すること。
- (2) 海ごみ対策への財源確保  
海ごみ対策の実施に際して、地方自治体に経費負担が生じることのないよう、国の責任において実施に係る経費を全額負担し、必要な予算を確保すること。
- (3) 河川等におけるごみの回収・処理を支援する制度の創設 **新規**  
プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、発生抑制並びに河川や用水路等におけるごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成30(2018)年6月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が改正され、漂着ごみに加え、漂流ごみ及び海底ごみが明記された。
- 国の海岸漂着物等地域対策推進事業は、都道府県及び市町村が実施する海洋ごみの回収・処理に係る事業を補助対象としているが、平成27(2015)年度から地方負担が増嵩していることや漂流ごみと海底ごみの回収・処理のルールが明確化されていないことなどから、回収が進んでいない。令和2(2020)年度からは、漁業者等が行うボランティアにより回収された漂流・海底ごみの処理を行う場合は定額補助となったが、ボランティアによる回収では、大型・危険物等の漂流・海底ごみには対応できない。
- 瀬戸内海の離島においても、プラスチック製品のごみが堆積している海岸があるが、道がなく陸からは近づけず回収に苦慮しており、環境悪化による観光への影響も懸念される。
- 令和2年(2020)年12月に、瀬戸内沿岸4県（岡山、広島、香川、愛媛）と公益財団法人日本財団で、瀬戸内海の海洋ごみ対策に係る連携・協力に関する協定を締結し、瀬戸内オーシャンズXとして、「瀬戸内海へのごみの流入量70%減、回収量10%以上増」を目指して、海ごみ対策に取り組んでいる。
- 瀬戸内海の家ごみは、河川等を通じて流れ込む生活系のごみが大半であることから、ごみが集中的に溜まっている河川等のホットスポットにおいて、地域の実情に応じた円滑な回収等のモデルづくりに取り組むとともに、清掃ボランティア活動の円滑化・活性化を目的として、市町村と連携の上、回収後のごみを運搬、処理する枠組みを構築し、運用している。

## 課題

- 漂流ごみと海底ごみの回収・処理については、責任主体を含め明確なルールが定められていない。
- 大型・危険物等の漂流・海底ごみや、離島の漂着ごみなど、回収困難な海ごみに対応するため、海岸漂着物等地域対策推進事業の地方負担分の軽減を行う必要がある。
- 海ごみの削減には、海に流れ出す前に河川等で回収することが有効かつ効率的であるが、河川ごみの回収・処理については、普及・啓発等に係る事業の一環として実施する場合のみ、海岸漂着物等地域対策推進事業の対象とされており、単独では補助対象とされていない。

### <参考>

#### ○ 海ごみ対策に係る国の財政支援経緯

##### 1 地域グリーンニューディール基金

- ・平成21(2009)年度補正予算により地域グリーンニューディール基金を財政措置
- ・基金の対象事業として「海岸漂着物地域対策推進事業」を位置づけ
- ・補助率：10/10以下
- ・実施年度：H22(2010)～H24(2012)
- ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策

##### 2 海ごみ基金

- ・平成24(2012)年度補正予算において、地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)として財政措置（基金事業）
- ・補助率：10/10以下
- ・実施年度：H25(2013)～H26(2014)
- ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策

##### 3 海岸漂着物等地域対策推進事業

- ・平成26(2014)年度補正予算において、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）として財政措置（単年度補助金）
- ・補助率：9.5/10～8/10（H27(2015)）  
9/10～7/10（H28(2016)～R元(2019)）  
10/10（※）～7/10（R2(2020)～）
- ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策に加え、漂流ごみ、海底ごみ対策も対象となる。

（※）漁業者等が行うボランティアにより回収された漂流・海底ごみの処理を行う場合

## 41 環境保全対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

### 【提案事項】

PM2.5の濃度上昇を減らす施策を地域で進めるためには、稲わら焼きなどの野焼き行為による環境・健康への影響などを国が率先して国民に発信することが重要であるので、関係省庁とも連携して効果的な取組を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 県内27測定局で微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）を測定をしているが、秋に県南部の農業地帯でPM2.5の高濃度日が発生しており、これはこの時期に行われる稲わら焼きなどの野焼き行為が影響している。
- 本県では、稲わら焼きなどの野焼き行為を減少させるため、令和2(2020)年度から、農業団体や農林部局と連携して稲わらの焼却処理からすき込み等の有効利用への転換を図る取組を進めている。
- この取組の効果等により、令和2(2020)年度まで4年連続で国内最下位であった本県のPM2.5の環境基準達成率は、令和3(2021)年度に初めて100%（県内全測定局で環境基準達成）となったが、県南部の農業地帯では、秋（11月）の月平均値が依然として高い傾向にある。
- 廃棄物処理法で、農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却が禁止の例外とされている中、環境省は平成30(2018)年3月に、都道府県等に対して稲わら焼きなどの野焼き行為がPM2.5の濃度上昇に影響を与えることがあることを一般に周知するよう文書を発出している。
- また、みどりの食料システム法に基づく基本方針では、温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動として、水田における収穫後（秋季）の耕耘の実施が位置づけられている。

#### 課題

- 本県の全測定局でPM2.5の環境基準を継続的に達成していくためには、稲わらの焼却処理から有効利用への転換の更なる推進と定着が必要であり、これには、より多くの農業関係者から理解を得ることが不可欠である。
- このため、国が稲わら焼きなどの野焼き行為による環境・健康への影響を積極的に発信するなど、率先して取組を行うことが重要であるが、関係省庁と連携した具体的かつ効果的な情報発信が十分でない。

## 42 児島湖及び周辺環境保全対策の推進

提案先省庁	内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省
-------	-------------------------

### 【提案事項】

#### (1) 児島湖浄化対策の推進

- ① 児島湖を浄化するため、国においても、各種施策、周辺環境保全対策について、財政支援や新たな施策を講じるなど積極的に取り組むこと。
- ② 児島湖の新たな水質改善策として実現を目指す旭川からの環境用水の導水について、柔軟かつ積極的に対応すること。

#### (2) 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進

- ① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、十分な予算を確保すること。
- ② 合併処理浄化槽の整備に係る助成対象基準額の引き上げ等制度の拡充を図ること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 児島湖の水質は、緩やかに改善されてきたが、近年は横ばい傾向にあり、環境基準の達成のためには、関係機関や県民と一体となって、各種対策を強力に推進する必要がある。
- 湖沼水質保全計画に基づき、生活排水対策や児島湖を浄化するための各種施策（流出水対策、L字型肥料の普及、ヨシ原の管理、生物の力による水質浄化、環境学習等）を実施してきている。
- 環境用水の導水については、平成26(2014)年度から国の求めにより、事業の基礎資料となる導水による水質改善効果の算出や取水河川への影響等の調査を実施し、近年では、鮎の迷入調査のほか、事業の実施に向けた導水経路における流量等調査や導水時の樋門管理手法の検討などを行うとともに、岡山市に依頼して樋門の修繕を行うこととしている。
- 児島湖へ排出される汚濁負荷量は、家庭からの生活排水がCODで34%、全窒素で57%、全りんで42%を占め、最大の汚濁要因となっている。このため、生活排水対策として、下水道の整備や下水道への接続促進、単独処理浄化槽等からの転換を含めた合併処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽の整備等を実施している。

#### 課 題

- 児島湖の水質改善を図り、環境基準を達成するためには、流域内の生活排水対策と児島湖の浄化対策の一層の推進が必要不可欠である。
- 児島湖の浄化及び周辺環境の改善のため、国において積極的に新たな施策を講じることはもとより、県が実施する施策等への財政支援などの取組が必要である。
- 新たな試みとして、児島湖の水質を改善するため、旭川から環境用水の導水を目指して第8期湖沼水質保全計画（目標：令和7(2025)年度）にも盛り込んでおり、国の協力が不可欠である。
- 指定地域における生活排水対策の推進には下水道の整備が不可欠であることから、下水道整備の財源が確保・拡充される必要がある。
- 指定地域における合併処理浄化槽の整備促進のためには、設置者負担をより一層低減する必要があり、助成対象基準額の引き上げ等制度の拡充が必要である。

## 43 フロン排出抑制対策の推進

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

### 【提案事項】

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、フロン排出抑制法について、次のとおり改正を行うこと。

- (1) 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「規制対象機器」という。）の届出制度の創設
- (2) 規制対象機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設

### （提案の理由）

#### 現 状

- 規制対象機器は様々な用途で使用されており、設置状況の把握は困難なことから、機器の管理者に対する立入検査や指導等の効果的な実施に支障を来している。
- 規制対象機器の定期点検を実施することができる者は「十分な知見を有する者」とされているが、その範囲は、経済産業省及び環境省の運用上の規定のみであり、法令での位置付けが無いため、実効性や客観性が十分担保されていない。

#### 課 題

- 様々な用途で使用されている規制対象機器の設置状況を的確に把握し、立入検査等を効果的に実施するために届出制度の創設が必要である。
- 定期点検の実効性や客観性を担保するためには、点検を実施する者に係る資格を法律上明確にする必要がある。

### <参考> 県内の事業所数

区 分	事業所数
岡山市（政令指定都市）	40,516
倉敷市（中核市）	20,926
その他市町村	32,639
計	94,081

（令和元（2019）年経済センサス）

## 44 廃棄物の適正処理

提案先省庁	内閣府、経済産業省、環境省
-------	---------------

### 【提案事項】

#### (1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理

- ① 低濃度PCB使用製品の使用廃止期限の取扱いを明確にすること。
- ② 中小企業者等に対する低濃度PCB廃棄物の処理費用の負担軽減制度を創設すること。
- ③ 行政代執行等の都道府県の執行経費について、財政支援策を講じること。

### （提案の理由）

#### 現 状

- PCB廃棄物は、PCB特措法により処分期限が設けられており、高濃度PCB廃棄物は、国が全額出資した中間貯蔵・環境安全事業(株)が全国5箇所に整備した処理施設（本県は北九州事業所）で処分することとされた。
- 高濃度PCB使用製品は、期限までの使用廃止及び処分が義務づけられているが、低濃度PCB使用製品は処分期限も迫る中、使用廃止期限の取扱いが不明確である。
- 高濃度PCB廃棄物は、中小企業者等に対する処理費用の軽減制度が設けられているが、低濃度PCB廃棄物は対象とされておらず、また、令和元(2019)年12月、高濃度PCB廃棄物の濃度基準が変更され、低濃度PCB廃棄物の範囲が拡大された。
- 保管事業者が不明等の場合は都道府県が行政代執行を行うことになるが、その費用については、PCB廃棄物処理基金で75%、特別交付税で20%の措置にとどまっている。

#### 課 題

- 低濃度PCB使用製品の使用廃止を明確に義務付けしない限り、処理すべき対象機器の把握が困難であり、期限までの確実な処分が確保できない。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCB使用禁止後に製造上の問題により生じたもので、使用者には何ら落ち度がなく、処理費用の全額負担に強い不満があり、早期処理の指導に困難を極めているほか、高濃度から低濃度に区分が変更されたPCB廃棄物は、処理費用の軽減制度の対象外となり、使用者の負担額の増加が考えられる。
- 行政代執行費用の5%は都道府県等が負担することとなる。

## 【提案事項】

### (2) 循環型社会形成推進交付金等に係る予算措置

- ① 市町村が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金等について、計画的な整備等のために必要な予算を確実に確保すること。
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力に促進できるよう助成制度の更なる拡充を図ること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 市町村が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合、循環型社会形成推進交付金制度等を活用しており、交付金額に不足が生じた場合、市町村は事業費の縮減や地方負担の増額といった対応が必要となり、市町村の財政計画に与える影響のみならず施設整備計画の遅延が発生し、地域の適正なごみ処理に支障を来たすおそれがある。
- 全国的に老朽化した廃棄物処理施設の更新需要のピークが続く中、本県内の市町村についても、令和6(2024)年度以降も廃棄物処理施設の新設等が計画されており、引き続き、必要な予算が確保される必要がある。
- 単独処理浄化槽は、生活雑排水が処理されないことから生活環境への負荷が高く、また、老朽化により災害時に破損し、公衆衛生上支障が生ずるおそれがあるが、令和3年度末時点において県下169,655基の浄化槽のうち、56,324基(33.2%)が単独処理浄化槽であり、合併処理浄化槽への転換が急務である。

#### 課題

- 市町村等の廃棄物処理施設や浄化槽は、一般廃棄物の処理や汚水処理に不可欠なものであり、その計画的な整備等のためには、循環型社会形成推進交付金等の十分かつ確実な予算措置が必要である。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合でも生活スタイルは変わらずインセンティブが働かないことから、転換を促進するためには、設置者負担をより一層低減する必要がある。

## 45 ヒアリ等特定外来生物対策の推進

提案先省庁	農林水産省、国土交通省、環境省
-------	-----------------

### 【提案事項】

#### (1) 徹底した水際対策及び拡散防止対策の実施

特定外来生物のヒアリ及びアカカミアリ等の定着の防止に向け、関係省庁の連携により、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、国の責務において主体的かつ積極的にこれを実施すること。

#### (2) 海外対策等

- ① 日本との定期貨物航路等を有するヒアリ定着国等に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出時の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。
- ② 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。

#### (3) 外来生物法の改正に伴う効果的な財政支援及び適正な防除の実施

- ① 令和4年5月に成立した法改正により、都道府県で必要となる費用について、国において十分な予算措置を講じた上で、多角的かつ柔軟な財政支援を実施すること。
- ② 従前から国において防除等を実施している事案については、法改正後も国において防除を継続すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 全国の港湾施設等でヒアリ等の確認が相次ぎ、内陸部への拡散も危惧されるが、防除対策の遅れは被害拡大につながりかねず、一旦定着を許せば駆除には莫大な経費がかかる。
- 本県でも、平成29(2017)年8月に水島港、平成29(2017)年9月及び令和4(2022)年10月には内陸の事業所敷地でヒアリが、平成30(2018)年9月、令和元(2019)年6月、令和2(2020)年10月及び令和4(2022)年9月に水島港でアカカミアリが確認されたものの、関係者及び事業者の迅速な対応により今のところ拡散はみられない。
- 外来生物法が改正され、新たに都道府県に対し、国内定着済の特定外来生物の被害防止措置を講じる責務が設けられたが、定着済の特定外来生物の完全な防除は困難である。
- 本県では、従前から国が防除や地元説明を実施しているものの、いまだに根絶に至っていない特定外来生物の事案がある。

## 課題

- ヒアリ等の対策においては侵入初期段階の防除が極めて重要であり、外来生物法で防除の主体とされる国において、迅速かつ効果的な初期対応である立入調査の実施等を含む主体的かつ積極的な水際対策が欠かせない。
- 国内の水際対策をどれだけ徹底しても、海外のヒアリ定着国等から防除措置等のないまま貨物が輸入される限り、ヒアリ等の国内侵入は止められない。
- 法改正に伴う特定外来生物の防除については、国において十分な予算措置を講じた上で、多様な防除の取組をカバーできるような多角的かつ柔軟な財政支援が欠かせない。

<参考> ヒアリ確認状況 (H29(2017).6～R5(2023).3末)  
18都道府県 92事例(令和4(2022)年度は、6都県8事例)

## 46 鳥獣被害防止対策等の充実・強化

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

### 【提案事項】

<p>農林水産物に対する鳥獣被害防止対策の推進</p> <p>鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講ずるため、積極的な支援を図ること。</p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の要望に対して十分な予算の確保</p> <p>(2) 簡易で効率的な捕獲方法及び捕獲獣の処理対策について、研究・開発の一層の促進</p>
--

### (提案の理由)

#### 現状

- 野生鳥獣による農林水産被害金額は、約2.6億円と高い水準で推移している。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村の要望額に対し国の配分額が十分でないため、侵入防止柵の延長や緊急的な捕獲活動等が、計画どおり実施できない。
- イノシシ、シカ、サル等鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大、農業者の高齢化等に伴い、農作物被害は深刻化・広域化している。

#### 課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の被害状況に応じ、防護対策と捕獲対策等を組み合わせ、総合的・計画的な被害防止対策に取り組む必要がある。</li> <li>○ 交付金の予算額は令和5(2023)年度96.03億円となっているが、地域の要望に対して十分な予算額が確保されておらず、必要な被害防止対策が実施できていない。</li> <li>○ わなの設置や管理、殺処分等の捕獲作業は重労働であることから、狩猟者等の高齢化に対応した、簡易で効率的な捕獲や捕獲個体の処理方法が求められている。</li> </ul>
---

<参考>鳥獣による農林水産被害額、捕獲数

(単位：千円、頭)

区分	H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	
被害金額	イノシシ	218,890	240,471	139,736	146,884	106,544	124,423	101,365	94,705	82,413
	シカ	24,092	51,557	39,192	88,325	31,105	35,292	34,455	32,196	34,064
	サル	25,861	25,233	26,495	34,950	20,807	20,305	18,120	24,854	23,899
	その他鳥獣	228,609	162,880	171,980	124,659	131,019	123,121	119,703	112,345	117,922
	合計	497,452	480,141	377,403	394,818	289,475	303,141	273,643	264,100	258,298
捕獲数	イノシシ	6,012	12,769	12,779	18,722	23,010	26,042	31,945	31,650	24,708
	シカ	418	1,414	3,408	10,014	11,897	11,536	13,826	15,375	16,365
	サル	76	93	123	184	379	355	458	691	505

## 47 花粉発生源対策の推進

提案先省庁	林野庁
-------	-----

### 【提案事項】

花粉症は、国民の約4割が罹患し、社会的・経済的に大きな影響を生じていることから、スギ・ヒノキ花粉発生源対策の更なる充実と加速化に向け、次の措置を講じること。

- (1) 無花粉苗木・少花粉苗木での植替えへの更なる高率の補助 **新規**
- (2) 広域（配布区域内）での無花粉苗木・少花粉苗木の種子・穂木・苗木流通体制の整備・情報共有の促進
- (3) 少花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種の早期開発と実用化
- (4) スギ同様、ヒノキについての目標の設定

### （提案の理由）

#### 現状

- 国民病と言われている花粉症は国民の約4割が罹患し、医療費の支出、労働生産性の低下等の経済的損失を招いており、花粉発生源対策として花粉症対策苗木への植替えを推進することが求められている。
- 令和5(2023)年5月30日、政府は花粉発生源対策を話し合う第2回関係閣僚会議を開き、今後10年を見据えた対策の全体像が取りまとめられたところである。
- 国は、全国のスギ苗木生産量全体に占める花粉症対策に資するスギ苗木の割合を、平成28(2016)年度の約3割から令和14(2032)年度までに約7割に増加させることを目標としている。
- ヒノキについて、国はスギの花粉発生源対策の取組を参考に推進することとしているが、具体的な目標は設定されておらず、全国での苗木生産の取組にもばらつきがある。
- 本県では、「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」において、スギ・ヒノキ花粉の飛散の低減に向けた取組を加速することとしている。
- 中国地方知事会では、「スギ・ヒノキ花粉症対策部会」を設置し、5県が連携して花粉症対策に取り組んでいる。
- 全国知事会では、令和2(2020)年度に39都府県の参加を得て「花粉発生源対策推進プロジェクトチーム」を設置し、本県がチームリーダーとなり、参加都府県間での情報共有や施策の提案、連携した取組の呼びかけを行うとともに、横断的な課題の解決に向けて、令和4(2022)年8月に国に対して提案・要望活動を行った。

#### 課題

- スギ・ヒノキ人工林の主伐・再造林が全国で推進されている中、花粉発生源対策上は無花粉苗木・少花粉苗木による植替えがより効果的であり、それを促進するためには、植替えに要する経費への更なる支援を行って森林所有者へインセンティブを与えることが必要である。

- 全国の無花粉苗木・少花粉苗木の生産量は需要を満たしておらず、広域（配布区域内）での種子・穂木・苗木流通体制の整備・情報共有の促進が不可欠である。
- 少花粉品種と育林経費の削減、早期収穫、森林吸収源対策につながる特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種が存在しない。
- 国では、ヒノキの花粉発生源対策推進に関する目標が定められていない。
- 全国知事会の「花粉発生源対策推進プロジェクトチーム」で取りまとめた国への提案・要望の内容の実現に向け、国と地方が花粉の少ない森林への転換に向けた課題や解決方法について共通認識を持ち、具体的な取組を進める必要がある。